

ベル・システムの解体

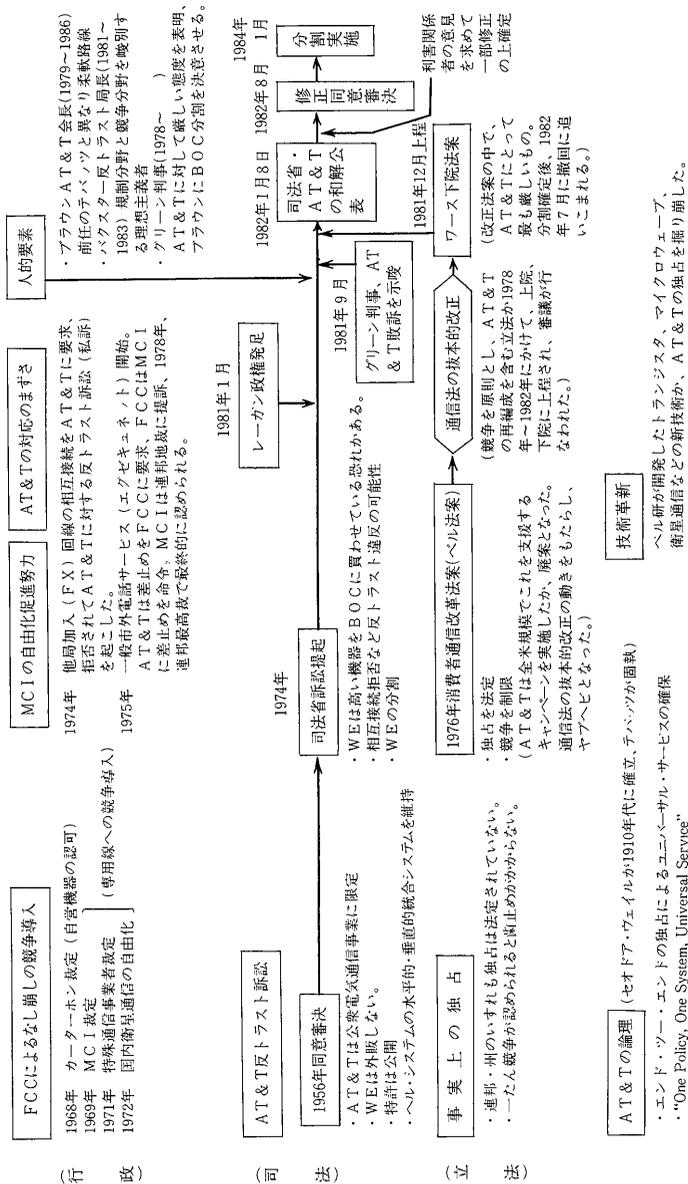
山口 一 臣

1. 序

1982年1月8日に、ベル・システムと司法省との間で1974年以来争ってきた第3次反トラスト訴訟に合意がみられた。この1982年同意審決の条項に従って、AT&Tは22社のBOC（ベル電話会社）の市内業務を手放すことを余儀なくされるが、同社の長距離回線部門、WE（ウェスタン・エレクトリック社）、ベル研究所を引続き所有するとともに、1956年同意審決によってAT&Tに課されていた拘束を取除かれる。つまりAT&Tは、50万人の従業員と800億ドルの資産を持つ市内業務を手放すという、きわめてドラストックな組織再編成を実施することになるわけだが、それと引換えに、今後急速な成長が期待される情報処理産業への参入を認められることになる。実はこれがAT&Tの真の狙いで、同社は年間成長率4パーセントという市内業務を棄てても、情報時代の広範かつ高成長市場への進出を選択したわけである¹⁾。

実際の分割は1984年1月1日に実施されたが、20世紀最大の企業分割といわれるベル・システムの解体はどのような要因に基づいて意志決定されたのか、この企業変革の壮大なドラマはいかなるプロセスを経て実行されたのであろうか。図表1は、ベル・システムの解体をもたらした関連要因を一表にまとめたもので、以下のごとく様々な要因を指摘できる。すなわち、(1) MCI（マイクロウェーブ・コミュニケーションズ社）を始めとするライバル企業の自由競争促進努力にAT&Tの対応がことごとく失敗したこと、(2) 1979年2月に、AT&Tのトップが妥協を認めない強硬なデバツツ会

図表1 ベル・システムの解体をもたらした関連要因



(出所) 『米国の電気通信の動向』情報通信総合研究所, p. 18. を修正。

長から柔軟路線のブラウン会長に交替したこと、(3) 1978年以來の連邦議
会における通信法の抜本的改正立法論議の一環として、AT&T にとり最
悪の事態が予想されるワース下院法案が上程されたこと、(4) 司法省のグ
リーン判事が1981年9月、数年間におよぶ詳細な審理ののち、AT&T は長
期にわたって機器市場や相互接続など種々の点で反トラスト法に違反して
きたとの AT&T 有罪の心証を明らかにしたこと、(5) 1981年2月に司法
省反トラスト局長に就任したバクスターが規制分野と競争分野を峻別する
理想主義者で、AT&T は彼の提案した水平的分割案を「最上の選択」とし
て司法省との協議により修正同意審決を確定したこと、などである。本論
文の課題は、これらの関連をより明確にすることにある²⁾。

2. 対照的な経営者デバッツとブラウン

(1) デバッツ時代：公益事業形態と独占体制の保全

(1972年4月1日—1979年1月31日)

根っからの技術者で沈黙思考型の人間であった前任会長のロムネス
(H.I. Romnes) とは違って、ジョン・D・デバッツ (John D. de Butts) はも
のをずけずけと言い、挑戦的で尊大な人間であった。ロムネスの電話会社
歴は、ベル研究所、AT&T 本社、WE を中心にわずか1年足らずであった
が、デバッツはベル・システムの各社で25年も過した生え抜きであった。
彼はノースカロライナ州グリーンズボロに生まれ、バージニア軍事専門学
校で教育を受けた。彼の最初の仕事は1936年にバージニアのチェサピーク
・アンド・ポトマック電話会社での呼量の調査であったが、その後ニュー
ヨーク・テレホンやイリノイ・ベルで働いてきた。1950年代にデバッツ
は、政府関係部門スタッフの一人としてワシントン D. C. で1年過したこ
とがあるが、彼の経験のほとんどは現業、つまり電話ビジネスの運営で
あった。彼は、1966年にブロードウェイ195番地の AT&T 本社入りをし、
翌年に副会長となった。こうして1972年4月1日、デバッツはロムネスと

はだいぶ違った認識をもって会長の職についた。技術やネットワーク設計はデバッツの任務の中心ではなく、AT&T とベル電話会社との関係が彼の主な仕事であった³⁾。

図表 2 は、デバッツ会長の在任期間 7 年間における AT&T の事業成果の概要であり、図表 3 は、それらをグラフによって示したものである。デバッツは、ベル・システムの事業の現状について株主に報告する最後の機会となった 1978 年度年次報告書の中で、自分の功績について次のように述べていた⁴⁾。

「過去 7 年間にわたって、1 株当たりの利益は平均年率 10.2 パーセントの加を示した。1978 年の 1 株当たり利益 7.74 ドルは、1971 年のほぼ 2 倍である。

1971 年以降、年間株式配当金額は 6 回にわたって増額され、2 ドル 60 セントから 4 ドル 60 セントにふえた。これは、同じ期間における生活費の上昇を上回る増配であった。

利益の増加に伴って、AT&T 株の市場価格の上昇が 1975 年から始まった。これによって、普通株の増資による AT&T の資金調達能力は強化された。したがって、社債発行による資金調達に余裕ができた。このことは、いつの日にか、われわれの事業に役立つことになるものと思われる。」

「需要について言えば……過去 7 年間の各年度において、ベル電話会社は前年比平均 8 パーセント増の事業量を取り扱った。1971 年末現在のベル・システムの運用電話機数は 1 億個だったが、今日その数は 1 億 3,300 万個にふえている。」

「1971 年以降、消費者物価指数が 61 パーセント上昇したにもかかわらず、電話サービスの料金は平均してわずか 29 パーセントしか値上げされていないという事実は、ベル・システムの統合された組織構造が可能にしている能率向上によって、顧客サービスの価値と株主の投資収益を増大させる機会をけって見逃さないというわれわれの不断の決意を示すなよりの証拠である。

現在、ベル・システムの統合された組織構造は、裁判所、規制委員会および議会会で非難攻撃されている。こういったことは、これまでも時々あったこと

図表2 デバッツ時代の AT&T 事業成果概要 (1972-1978年)

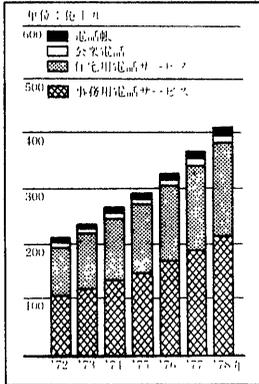
単位：100万ドル

	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年
収入							
市内業務収入	10,363	11,419	12,813	14,028	15,609	17,007	18,685
市外業務収入	9,771	11,278	12,461	13,925	16,065	18,094	20,770
その他の	1,218	1,339	1,439	1,319	1,487	1,902	2,289
	21,352	24,036	26,713	29,272	33,161	37,003	41,744
支出							
事業支出	13,518	15,000	16,716	18,757	21,021	23,546	26,527
事業所得税	1,824	2,138	2,313	2,390	2,933	3,252	3,826
その他の事業税	1,983	2,212	2,454	2,681	2,997	3,252	3,439
利子	1,495	1,734	2,056	2,296	2,401	2,487	2,690
	18,820	21,084	23,539	26,124	29,332	32,537	36,482
純利益	2,532	2,998	3,174	3,148	3,829	4,466	5,262
優先株配当必要額	146	186	232	232	227	184	164
普通株の配当に充当できる利益	2,386	2,812	2,942	2,916	3,602	4,282	5,098
普通株1株当たり利益 (単位：ドル)	\$ 4.34	\$ 5.07	\$ 5.28	\$ 5.13	\$ 6.05	\$ 6.84	\$ 7.73
平均発行済株式数 (単位：1000株)	549,501	554,258	557,815	567,915	595,184	625,878	659,843
普通株1株当たり配当金 (単位：ドル)	\$ 2.70	\$ 2.87	\$ 3.24	\$ 3.40	\$ 3.80	\$ 4.20	\$ 4.60
総資産	60,625	67,051	74,047	80,156	86,716	93,677	103,025
年末現在電話機数	105.3	110.3	114.5	118.5	123.1	128.5	133.4

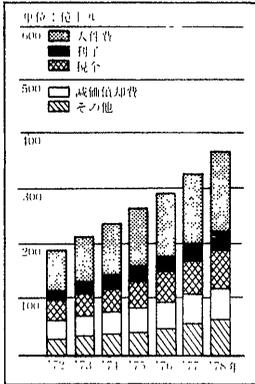
(出所) AT&T 年次報告書より作成。

図表3 デバツ時代の AT&T 事業成果 (1972—1978年)

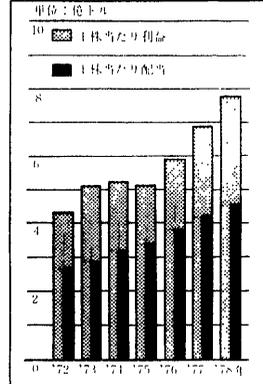
収入



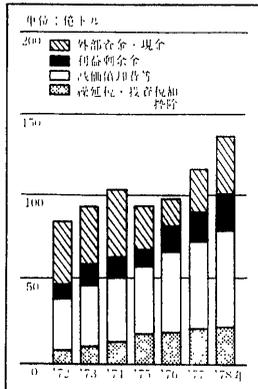
支出



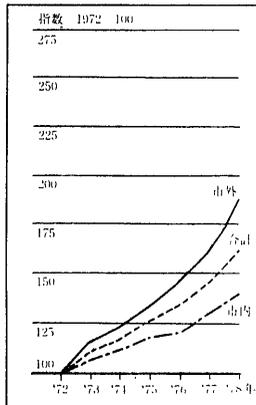
1株当たり利益



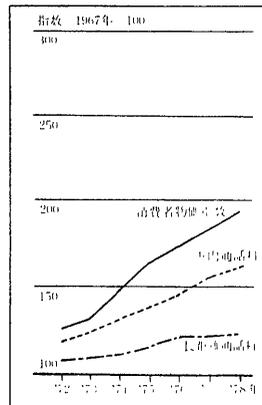
資金調達



業務量



料金



(出所) 1981年度 AT&T 年次報告書。
『海外電気通信』1982年6月号。p.73-74。

である。過去7年間のベル・システムの業績は、統合された組織構造によらなければ、アメリカ国民はこんなにも安い料金で、こんなにもすぐれたサービスの提供を受けることができないという歴然とした事実、さらに新たな証拠を加えたに過ぎない。

……全国的電話交換網の運営面の完全さ、あるいはサービス提供の過程を組織的に管理するための組織構造の完全さを著しく損うようなことは、議会、規制委員会および電気通信事業自体の指導者たちの良識が許すはずがないと、私は確信している。」

以上の記述から、デバツの基本戦略は明らかである。彼は、その半生をベル・システムの中で過してきたため、公益事業体としてのベルの伝統を堅持することこそ彼の任務であると考えていた。したがってロムネスは競争を受入れたが、デバツは会長就任以来、一貫して競争には反対の態度を表明してきた。彼の多くのスピーチや非公式な発言からは、彼が将来よりも過去に目を向けていたことがうかがえる。例えば、1973年9月にシアトルで開催された全国公益事業規制委員協会（NARUC）大会でのデバツの競争反対演説は、当時のアメリカ政府関係者に大きな反響を呼ぶことになった。デバツは、シアトルの演説を1927年 NARUC 大会での前 AT&T 会長ウォルター・ギフォードの演説の引用から始めた。すなわち、「ベル・システムはいついかなる時でも、適切で、信頼性の高い、満足のいくサービスを提供しなければならないという『並外れた責務』を負っている。したがって AT&T は、今日では競争に反対し、規制を好む責務を有している。」と述べている。さらにデバツは、非ベル系端末機器が通信ネットワークの劣化を引き起こしているとするデータを引用して、「自営端末機器の激増によって生じたネットワーク効率の低下には耐えられないし、ベル・システムの端末機器商戦での損失による財務上の負担は、いずれ市内通話料に転嫁されることになろう」と聴衆に向かって警告を発した。専用線分野における競争についても、「MCI（マイクロウェーブ・コミュニ

ケーションズ社)がシカゴ・セントルイス間で専用線サービスを提供している状況を競争と呼ぶことは、いかなる辞書の定義にもあてはまらない。なぜなら、ベルシステムは応戦できないからだ。このため AT&T は、1973年2月にハイ・ロー料金制(収益性の高いルートと収益性の低いルートに分け、それぞれのコストに見合った料金を課す料金体制で、1974年6月13日から発効)を申請したが9月になってもまだ認可されていない。これは競争ではなく、『政府による市場割当て』であり『しくまれた競争』である」と指摘している。いずれにしてもデバツの結論は、電気通信分野での競争の可能性と将来性を「体系的に評価するのに十分なモラトリアムをする時期が来た」とし、その体系的な評価は連邦議会でなされるべきであり、その間、州や連邦の規制機関はその結論を持つべきであるというものであった⁵⁾。

こうしたデバツの交戦的な態度は、ライバル企業の自由競争戦略に対する AT&T の厳しい対応となって表れた。例えば、MCI は1973年12月31日に連邦地裁に提訴して勝訴し、州際専用線の片側を AT&T の公衆電話網と相互接続するサービス(FX サービス)を開始したが、AT&T は上訴した控訴裁で反対に勝訴したため、直ちに MCI が既に10-15の顧客に提供中の FX サービスの相互接続を切断した。デバツは、後にこの性急な行為について大いに後悔することになるが、AT&T は明らかにその小さな競争者のプラグを唐突に引抜くことによって、間もなくより大きなリスクに身を委ねることになる。すなわち、これによって MCI は AT&T に反トラスト訴訟(私訴)を提起する一方、司法省に働きかけて同省の AT&T 反トラスト訴訟開始を促進する契機とした。また MCI に続きデイトラン社も AT&T に相互接続を拒否されて司法省に苦情を申立て、これらが AT&T に対する司法省の敵対心をかきたてる結果となったのである⁶⁾。

またさらに1975年1月、MCI はエグゼキュネットと称する通信サービスを開始した。これは、顧客にプッシュホンがあれば誰でもベル系電話会社の加入電話を使って最寄りの MCI センターを呼出し、AT&T の長距離回

線を迂回して、MCI サービスの提供都市に所在するいずれのベル系加入者とも電話ができるというものである。同年7月に FCC は、この種のサービスは電話会社だけにしか認められておらずエグゼキュネットは違法であると裁決したが、MCI はこれを不服としてワシントン連邦高裁に控訴し、結局1978年に高裁が FCC の主張を却下し、エグゼキュネット回線に対する電話会社の相互接続義務を命じた。

しかし、従来から電話会社では市外通話の利益で市内サービスの赤字を補填しており、電話会社の市内設備を他の専用線通信事業者に貸して、これで市外サービスを AT&T より安い価格でやられてはたまらない。そこで AT&T は、1978年5月に州際アクセス用交換網設備タリフ (ENFIA 料金制) を FCC に申請し (90日後に発効)、これによってエグゼキュネット・サービスにも AT&T の長距離部門に割当てられる市外接続料と同等の料金を課すことが認められるようになった。しかし、実際にはイコール・アクセスではないことから (エグゼキュネットに接続するためにはプッシュボタン式電話機からでないことと利用できないこと、他の専用線会社の客のダイヤル数は AT&T 長距離部門より余計になること等)、特殊通信事業者は彼らの合計した収益が1億1千万ドルを越えるまで、AT&T 長距離部門が市外通話サービスの市内接続に支払う費用の35パーセント、収入が2億5千万ドルまでは45パーセント、その後は55パーセントを支払うものとなった。こうした両者の激しい攻防の結果、エグゼキュネット以前は競争が端末機器と専用線の分野に限られていたが、これ以後はベル活動の核心である長距離通話サービスの分野にまで競争が拡大されるようになり、その影響は極めて甚大であった⁷⁾。

以上のごとく、デバツツ時代の AT&T はあらゆる競争導入をかたく拒み、ネットワーク、端末機器の一部の市場への競争導入をテコとした競争の拡大に最大限の抵抗を示したことが、後に反トラスト法に基づく解体にまで追込まれていく要因となった。AT&T 側が競争導入、自由化にこ

とごく反対してきたことに見られるように、電気通信環境の変化に対する認識の不十分さや対応のまづさも明らかであった。自らをヴェイルに疑したデバッツが、巨大な投資を要するハード中心の公益独占時代のベルに固執したため、ハードのウエイトが低くなりソフトとかマーケティングへ重点が移行しているという時代のトレンドを見誤ったという指摘もある。AT&T が強硬になればなるほどその巨大なプレゼンスがマイナスのイメージを強め、世論を味方につけることができず四面楚歌の中で分割を決断せざるを得なくなっていたのである⁸⁾。

(2) ブラウン時代：競争的通信事業形態への変身と組織再編
(1979年2月1日—1986年8月31日)

チャールズ・L・ブラウン (Charles L. Brown) は1979年2月1日にAT&T 会長に選任されたが、その後、独禁法抗争とベル・システムの解体という激動期のトップとして劇的な経験を重ねることになる。AT&T との関わりは、彼がまだバージニア大学の学生だった頃、夏休みを利用してAT&T の建設工事の労働者としてアルバイトを始めた1939年にさかのぼる。その後第二次大戦中、海軍で3年間兵役を務め、1945年に工学士の学位を得てバージニア大学を卒業した。1946年に AT&T に正式に入社し、アメリカの各地でさまざまな仕事を割当てられ、底辺からトップまでAT&T の業務のほとんどすべての面を経験した。そしてイリノイ・ベルの社長を経て1976年から AT&T 本社の財務担当重役となり、1977年4月にデバッツ会長の下、社長の地位に就いた。ブラウンは、訓練によってネットワーク技師となり、経験によってデバッツと同様に経営者となった。両者が似ているのは、そこまでであった。デバッツは社会的で感情的であるのに対し、ブラウンは落ち着いており、理性的でしかも柔軟な思考の持主であった。デバッツはベルの伝統を一筋に堅持しようと努力したが、ブラウンは AT&T とベル・システムを新しい方向に導こうと考えていた⁹⁾。

ブラウンが AT&T 会長に就任して間もなく、彼は全国電話協同組合協会 (National Telephone Cooperative Association) において、「私は競争主義者である——そして私は予感と確信をもって市場を興奮させるものを期待している。……競争はますます拡大しており、それはわれわれのビジネスにおける生きた事実である」と「新しいリアリズム」の考えを発表し、これによってヴェイルのシステムを公的に承認してもらおうとするデバツの試みを一掃した¹⁰⁾。ブラウンはまた、彼にとって最初の年次報告書となる1979年度の取締役会長報告の中で次のように述べていた。

「1979年はベル・システムの組織と事業運営方法を改革し、われわれの技術の所産ともいえる情報時代がもたらす好機を実現するわれわれの能力確保に向かって前進した年であった。事実、1979年はベル・システムの歴史の転換期として人々の記憶に残るものと思われる。1979年中に、各関連会社の間で多少の違いはあったが、われわれの事業の基本的な組織改革は完了した。」

「われわれとしては、競争が適当だと認められる分野で競争を行うための方法を見つけるために真剣に努力している。このためわれわれは、規制を受けているサービスと規制を受けていないサービスを分離し、そうすることによって、両サービスの間での内部相互補助 (cross subsidy) を懸念している競争業者の不安を取除くため、さらに組織改革を行う用意があることを明らかにした。」¹¹⁾

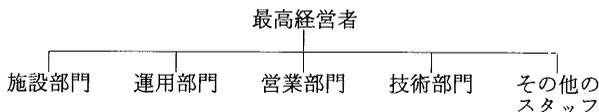
以上によって、ブラウンの基本戦略は明らかである。もはや競争を非難しても無意味であった。競争への反撃はかえって反トラスト訴訟の攻撃の的となり、むしろ競争を受容してそれに応じた組織変革こそが重要であった。彼はまた、データ伝送や特殊ビジネス・サービスに対するベル・システムへの需要が通常の電話業務より増大しつつあることにも気付いていた。したがってブラウンは、AT&Tの管理者の大半が、これまでの機能別組織をヴェイルの長く続いてきた公衆通信事業を中心とする経営戦略と同様に

永久的なものと考えていた時、新しいそしてよりマーケット志向的な組織再編の必要性を強く認識していた。規制下では、すべての小口顧客が規制システムを通じて電話サービスに対し重要な影響力を行使するが、競争下では大口顧客が最大のインパクトを与えるはずであった。競争の圧力は、ベル・システムがより市場指向的にならなければならないことを意味し、消費者ニーズを充足するための組織再編を要請する¹²⁾。

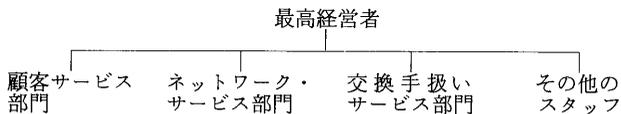
図表4は、1907—1978年におけるAT&Tの組織構造の変遷過程を示したものである。AT&Tの組織は1909年のヴェイルによる再編成以来、施設部門、運用部門、営業部門の三大職能組織をとってマーケティング機能が異なる部門間に分割され、現場の経験は製品開発にほとんど影響を与えていなかった。AT&Tの組織変革の第1歩はデバツ時代の1973年、顧客サービス志向 (customer service orientation) 体制への移行であった。この組

図表4 AT&Tにおける組織構造の変遷
(1907—1978年)

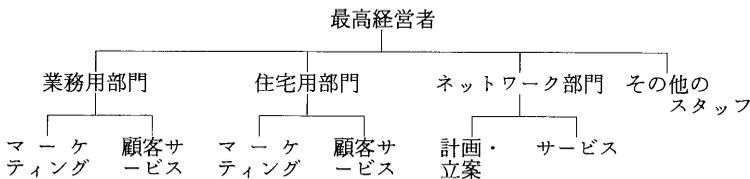
伝統的職能組織 (1907—1973年)



1973年組織再編——顧客サービス志向型組織



1978年組織再編——市場別組織



(出所) Paul R. Lawrence & Davis Dyer, *Renewing American Industry*, p. 233.

組織は「顧客サービス、ネットワーク・サービス、交換手扱いサービス組織」とも云われ、職能ラインよりも業務の流れを重視するものであった。

「顧客サービス部門」は端末機器と加入者線（電話加入者と電話交換局との間の回線）に係わるすべての業務を包摂し、以前は建設や技術の機能が別々の部署で行われていたが、顧客サービス・マネジャーが施設管理や日常の運用を管理するようになった。「ネットワーク・サービス部門」はネットワークの設計、エンジニアリングといった市外交換台間の業務を担当し、「交換手扱いサービス部門」は電話交換手を含むその他の全サービス業務を担当する。デバッツはベル・システムの変革を促進しようと決意していたが、ベル・システムの公益事業形態まで放棄しようとは思いつかなかった。実際、彼の構想の中心は伝統の再評価であった。したがって1973年の組織再編はベル・システムの方向を変えるものではなく、以前として職能中心の組織にマーケティング志向を加味したものにすぎなかった¹³⁾。

AT&T の事業運営環境が独占から競争へと大きく移行したのに対応するため、ブラウンはデバッツ会長の意向を受け、1978年組織再編を積極的に推進した。これが1973年の組織再編と異なるところは、次の3点である。(1)事務用顧客と住宅用顧客が独立した顧客グループとして選定されたこと、(2)回線網サービスが1つの市場顧客別グループとしてでなく、支援サービスとして明確に確認されたこと、(3)各顧客グループがマーケティングおよび顧客サービスを含むことである。この組織再編は1978年2月にAT&T会長から発表され、同年末からAT&T本社を皮切りに、各電話会社、ベル研究所へと順次実施されていった。1978年の組織再編は、1973年計画の単なる追加ではない。1973年の組織再編は、会社組織の基本的な部分の多くはそのままであり、しかも伝統的な価値体系が深くしみ込んでいた。内部的に強調されたのは好ましい公益事業に相応しい経営ということであり、競争の企業に必要なマーケット指向的な意志決定ではなかった。これに対して1978年の組織再編は、例えば住宅用市場（規制市場）と業務用市場（非

図表5 ブラウン時代の AT&T 事業成果概要 (1979—1985年)

単位：100万ドル

	(分 割 前)						(分 割 後)	
	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	
収入								
市内業務収入	20,208	22,449	25,553	28,986	30,275			
市外業務収入	23,371	26,133	30,248	33,257	34,529			
その他の	2,604	3,173	3,428	3,514	5,044			
	46,183	51,755	59,229	65,757	69,848	33,187	34,496	
支出								
事業支出	30,236	34,305	39,346	45,025	51,114			
事業所得税	3,607	3,696	4,202	4,931	3,371			
その他の事業税	3,602	3,928	4,430	4,879	5,309			
利子	3,083	3,768	4,363	3,930	4,307			
	40,528	45,697	52,341	58,765	64,101	30,893	31,477	
純利益								
優先株配当必要額	5,655	6,058	6,888	7,279	(特別費用 5,498)	1,370	1,557	
	156	150	146	142	249	112	110	
普通株の配当に充当できる利益	5,499	5,908	6,742	7,137	122	1,258	1,447	
普通株1株当たり利益(単位：ドル)	\$ 8.01	\$ 8.17	\$ 8.55	\$ 8.40	\$.13	\$ 1.25	\$ 1.37	
平均発行済株式数(単位：1000株)	686,109	723,516	788,178	849,550	936,801	1,010	1,058	
普通株1株当たり配当金(単位：ドル)	\$ 5.00	\$ 5.00	\$ 5.40	\$ 5.40	\$ 5.85	\$ 1.20	\$ 1.20	
総資産	113,444	125,553	137,750	148,186	149,530	39,773	40,688	
年末現在電話機数	138.2	141.7	142.4					

(出所) AT&T 年次報告書より作成。

規制市場)の分離にみられるように、すべての顧客を等しく扱うよう義務づけていた公益事業の立場を放棄するものであった。つまり1978年計画それ自身は、AT&Tを専業の公益事業体から脱却させて、公益事業および競争の通信事業の両者兼業の事業形態に変革し、事業の焦点を主として業務用ニーズに合せ、それに応じて組織を画一的、職能的組織から多面的、市場指向的組織へと転換させることを意図したものであったといえる¹⁴⁾。

図表5は、ブラウン会長の在任期間7年間におけるAT&Tの事業成果の概要を示したものであるが、解体前と解体後では、資産規模で1,490億ドルから390億ドルと約1/4以下にスリム化されている。このような重大な決定がどのような経緯でなされたかについては次節以下で明らかにされるが、ブラウンは1983年度の年次報告書の中で、過去1世紀にわたって存続したベル・システムとの決別に対する多少の感慨と今後の情報産業の新しい進展について、次のように述べていた¹⁵⁾。

「1983年12月31日の真夜中の12時に、ベル・システムは歴史の中に消え去った。……アメリカのすべての国民に対して、だれでもが容易に支払える料金で、電話サービスを提供するという共通の義務によって長い間結ばれていたAT&Tとその子会社——すなわちベル・システム——は、世界で最大かつ最良の通信システムをアメリカに提供した。……しかしながら、技術、規制、法律および政治面からの抵抗し難い圧力によって、史上最も成功した大規模な企業組織であったと思われるベル・システムがその終焉を迎えたことは遺憾の念を禁じ得ない。」

「新しいAT&Tの事業は、情報の電子的伝送と処理に対する世界のニーズを充足することである。われわれは近代的な全国的電気通信施設を提供し、他の長距離通信事業者の匹敵できない広範なサービスを提供するつもりである。……われわれが活躍する市場は世界市場だと思っている。われわれは世界的視野に立ってわれわれの事業の諸分野——研究開発、製造、マーケティング、販売およびサービス——に取り組むつもりである。」

3. 通信法改正問題の展開

- (1) デバツツ時代の通信法改正論議：消費者通信改革法案（1976年）と
ヴァン・ディアリン第一次法案（1978年）

競争の導入がますます激しくなることに危機感を抱いていた AT&T のデバツツ会長は、従来の「規制下の独占」から「規制緩和の競争促進」へと FCC の基本政策の転換が、結局のところ市内電話サービスの料金引上げに結びつくとの主張を旗印に、パブリック・リレーションや議会キャンペーンを積極的に展開した。そして最終的に1976年3月23日、電話会社の要求として、上院の通商・通信小委員会委員長のヴァンス・ハートク (Vance Hartke: 民主党) 議員により、また同年3月25日、下院の国務・司法・通商歳出小委員会委員長のジョン・スラック (John Slack: 民主党) 議員により、「消費者通信改革法案」(Consumer Communications Reform Act) をそれぞれ上・下院に提出した。これは「ベル法案」とも呼ばれ、その意図するところは、いうまでもなく規模の経済と技術的統一性を論拠としつつ、電話事業の副市場に出現した過重な競争を削減することが、むしろ消費者への福祉につながるというもので、主な内容は次の6点であった。(1)公衆通信事業者の回線、施設またはサービスと重複する特殊通信事業者を認可することは、公共の利益に反する。(2)特殊通信事業者の建設、拡張、改良を認可する際、FCCは公聴会を開き、それが結果的に料金引上げにならないことを明らかにしなければならない。(3)免許申請者は、提供しようとしているサービスが既存の電話・電信会社のサービスと同じものでないこと、さらにそれが既存会社の提供できないサービスであることを証明しなければならない。(4)端末機器に関する絶対的権限は、FCCでなく各州の規制委員会にあることを確認する。(5)提案されている全国的登録制度を排除し、端末機器メーカーが市内電話施設へアクセスすることを拒否し得るような電話会社のタリフ(料金制)を、州の規制委員会が自由に認可できるよ

うにする。(6)電話料金決定方法に関して、増分原価を償う料金であれば不当に安い料金とみなされるべきでない¹⁶⁾。

以上によって明らかのごとく、この1976年法案は1973年の全国公益事業規制委員協会(NARUC)演説と同様に刺激して議論させるように企画されており、そのNARUC演説でデバッツが明らかにした原則をワシントンで法的に確実なものとするを指していた。すなわちそれは、1934年通信法の1つの目標、つまりユニバーサル・サービスを他の目標、つまり無差別な料金設定を犠牲にして強化しようとしたのである。法案提出者のひとりであるハートク議員は、「この法案は、むしろ電話産業の直面している問題を議会に持ち出すことに狙いがあるのであって、これが決して唯一の解決策であるとは思っていないし、むしろ議会がこれを契機にして電気通信規制政策の研究を一層深めていく刺激となれば良い。」という極めて控え目な抱負を語っている。AT&Tの戦略は、法案に対する広範な支持を集め、委員会の公聴会、討議などを通じて議会に草の根の圧力をかけることにあったが、しかしその一方でデバッツは、硬直的な姿勢で反対勢力に挑戦したので議会で交渉し妥協する余地はほとんど残されていなかった。したがって同法案に対しては、FCCのみならず特殊通信事業者、独立端末機器メーカー、司法省、コンピュータ・企業機器製造協会、公共利益調査団体等から強力な反対があった。また丁度この頃、上下両院議会の通信小委員会においても、消費者通信改革法案に触発される形で電気通信政策の重要性を認識し、技術革新の進展に伴って、既に現状に適合しなくなっていた1934年通信法自体を改正するという方向に動き出したため、同法案は間もなくその「歴史的意義」を残して第94議会で廃案の運命をたどることとなった¹⁷⁾。

1978—82年における通信法改正立法化の論議の手始めとして、1978年6月7日、下院通信小委員会のヴァン・ディアリン(Van Deerlin:民主党)委員長とルイス・フレイ(Louis Frey:共和党)副委員長の共同提案による

1978年通信法案（通称、ヴァン・ディアリン第一次法案）が議会に提出された。この法案の基本方針は、電気通信分野を自由競争の場と考え、「市場力学が充分機能しない場合に限り規制を行う」というもので、その主な内容は次の4点であった。(1)FCC に代るより小規模な規制機関を設置する。(2)1956年同意審決を廃止し、公衆通信事業者は分離子会社を通じて通信事業以外の分野にも参入できるようにする。(3)独占的通信事業者(AT&T)は、機器製造部門(WE)を分離する。(4)長距離料金から市内電話料金を補助するためのファンド(アクセス補償基金)を設ける¹⁸⁾。

以上のヴァン・ディアリン法案で注目すべき第1の点は、消費者通信改革法案の提出論拠となっていた、「FCC等が進めている競争促進策は、その意図とは逆に住宅用電話料金の値上げに結集する」という主張に対して、「市内電話網に接続を行う市外サービスを提供する通信事業者は、すべてアクセス料を負担することとし、これによって市内住宅用電話料金を負担可能な水準に維持する」という画期的提案を行い、これを市場競争推進の裏打としたことである。つまり、この1978年通信法案は、競争導入についてベル法案が行った問題指摘を受け止め、これに対する独自の解決策を示したうえで、競争導入を今後も一段と促進させるという方向を打出したものといえよう。1978年通信法案の注目すべき第2の点は、この法案の第333条において、独占的サービスを提供する公衆通信事業者は通信機器の製造に従事できない旨規定していることで、この規定が実施されれば、AT&TはWEを手放さなければならなくなる。この規定について、法案の提案者であるヴァン・ディアリン委員長は、「この第333条の規定のキーワードは“独占的通信事業者”という言葉であり、もしもAT&Tが独占的通信事業者でなくなればAT&TはWEを手放さなくても良い」と述べている。つまり、都市間通信サービスにおける競争を拡大してAT&Tが独占的通信事業者でなくなれば、AT&Tの垂直的統合体制は維持できるということである。この1978年通信法案は、同小委員会が1976年から進

めてきた1934年通信法の全面的改正作業の結果ともいえるもので、全文147条、217頁におよぶ膨大なものであったが、電気通信分野における「規制の大幅な撤廃」と「競争政策の導入」を盛り込んだ内容であったため AT&T の猛反対に会い、第95議会で時間切れ廃案となった¹⁹⁾。

いずれにしても、デバッツ支配下の AT&T は、依然として望むところの規制下の独占による電気通信政策を維持・強化して沸き起こる競争を封じようとしていたのである。デバッツの政策は一面で AT&T に高業績をもたらすことはあったが、議会在産業への競争導入を次々と立法化していたその時代に、AT&T が競争者を飲み込み、公的に認められた独占企業の主役であることだけを主張して、その結果、政治的、法的問題のぬかるみにはまり込ませる誘因となったことは重大といわなければならない²⁰⁾。

(2) ブラウン時代の通信法改正論議：1979年通信3法案と1981年通信法案（バックウッド法案とワース法案）

ベル法案が廃案となったその余波がまだ残っている時、下院の電気通信委員会に属する法律家たちは、AT&T 内部で世代の違いにより意見を対立させている幹部グループを「レッドチーム」「ブルーチーム」と呼び始めた。「レッドチーム」とはデバッツ世代のグループで、ベル・システムのサービスの伝統を信じ、如何なる競争も受入れないように可能なかぎり戦っていかうとする幹部により構成されていた。これに対して「ブルーチーム」はブラウンにより指導されているグループで、電話機器競争とエグゼキュネットに対する AT&T のとった対応は重大な誤りであったと考えていた。AT&T の電話競争における立場を議会や FCC に対し固持していくことは非常に困難な状況になっていたし、妥協すべき時期が来ていることは明らかであった。「ブルーチーム」は、電話業界における競争に対し強力かつ横柄に抵抗していたデバッツら感情的で独占主義者たちからなる「レッドチーム」の時代は去り、今やブラウン率いる「ブルーチーム」の

冷静でプラグマチズムの時代が到来したことを確信していた²¹⁾。

ブラウンは AT&T 会長就任直後から、彼の注意を議会に向けていた。そして AT&T の関心が、(1)基幹ネットワークの管理体制を維持すること、(2)ベル・システムの垂直的および水平的統合を維持すること、(3)その活動上の不合理な制約を回避すること（すなわち、1956年同意審決の除去）の以上3点であることを明確にしなが、議会に対して積極的なロビー活動を展開した。つまりブラウンは、一方で公益事業体としての責務を果たすために容認された垂直的・水平的統合体制の維持をはかりつつ、他方で1956年同意審決の拘束から脱して競争市場へ自由参入をはかるべく、議会での有利な立法化を願っていたのである。その結果、1979年3月12日に上院の通信小委員会によって1934年通信法の部分修正を内容とする2つの法案が提出された。1つはアーネスト・F・ホリングス (Ernest F. Hollings: 民主党) 委員長による1979年通信法修正案 (通称、ホリングス法案) であり、もう1つはバリー・ゴールドウォーター (Barry Goldwater: 共和党) 議員による「1979年電気通信の競争促進および規制緩和法案」 (通称、ゴールドウォーター法案) である。また下院においても、同年3月29日に通信小委員会のヴァン・ディアリン委員長による1934年通信法の全面改定を内容としている1979年通信法案 (通称、ヴァン・ディアリン第二次法案) が提出された。これら3法案は、法案趣旨の力点、その達成手段等に関して若干の差異はみられたが、1978年法案の改正原則ともいうべき「競争の促進」と「必要最小限の規制」という基本方針において一致していた²²⁾。3法案 (但し、ゴールドウォーター法案は、むしろ放送関係法の刷新に重点を置いた法案であった。) に共通する最も重要な論点は次の2つに要約できる。すなわち、(1)規制対象・範囲の明確化であり、(2)独占的サービスを提供する通信事業者の競争サービスへの参入にいかなる制約を課すべきかという問題である。前者(1)について、ヴァン・ディアリン第二次法案は、支配的通信事業者のみを規制し、また上院2法案も、通信事業者を有効な競争の存在するサービスのみ

を提供するものと、非競争的サービスを提供するものとに二分類し、後者のみを規制することとした。ここに支配的通信事業者ないし非競争的サービスとは、AT&T が提供する一般市外電話サービス（州の管轄下にある市内サービスと結合して全国ネットワークサービスを形成する基幹サービス）のみを意味し、それに規制を限定することによって、他方で競争の促進という法案の基本方針を再確認したともいえる。次いで後者(2)の問題について、3法案は、いかなる通信事業者も規制されないあらゆるサービスを提供し得ることと規定し、これによって AT&T は、自動的に1956年同意審決の拘束から脱することになった。その際、支配的通信事業者と系列会社は一定の距離（arm's length）を置き、完全分離子会社によることを強く求められた（なお3法案は早期成立をめざし、最も論争のある WE 社分離条項をいずれも削除）。ブラウン会長と接触のあったヴェン・ディアリン議員の当初提案は、(1)全国的ネットワークの維持、管理のための電話会社の協同活動に反トラスト法の適用免除を保証していたこと、(2)会計上充分な措置を講じるなら必ずしも分離子会社を条件としないこと等、AT&T 寄りの規定を幾つか設けていたが、のちに通信小委員会の公聴会で他の利害関係者の批判によっていずれも削除され、内容的には上院法案と類似したものに修正されたため AT&T の協力を得られなかった。いずれにしても、1979年通信3法案については支配的通信事業者たる AT&T の取り扱いが穏やかすぎ、分離子会社程度の分割では同社の各競争市場における圧倒的支配力を排除できないという理由で否決され、第96議会ではすべて会期切れ、廃案となった²³⁾。

1980年秋に行われた総選挙の結果、通信法改正問題に影響力を行使し得る立場にある人々の大がかりな移動があった。すなわち、(1)親 AT&T といわれるレーガン共和党政権が誕生したこと、(2)上院においては多数党が民主党から共和党に交替し、親 AT&T のバリー・ゴールドウォーター

(Barry Goldwater: 共和党) 議員が通信小委員会に就任したこと, (3)しかし下院では逆に, 1976年以来常に通信法改正問題の中心的立場にあったヴァン・ディアリン前通信小委員会が落選し, その後任に反 AT&T の考えを持つといわれるティモシー・ワース (Timothy Wirth: 民主党) 議員が就任したこと等である²⁴⁾。

1981年4月7日, ロバート・バックウッド (Robert Packwood: 共和党) 上院商務委員長, ゴールドウォーター通信小委員長など4人の共同提案になる「電気通信の競争および非規制下に関する1981年法案」(通称, バックウッド法案)が上院に上程された。この法案は, 新たに上院の多数党となった共和党が作成したもので, 4月の上程以降, レーガン政権の強力な支援を得て審議が推進され, 僅か半年後の同年10月7日, 1976年以來の通信法改正審議において初めて本会議の議決にこぎつけたものである。同法案の内容は, 競争の促進, 支配的通信事業者への規制の限定, その競争市場への参入要件は完全分離子会社による等, 第96議会の下院で審議されたヴァン・ディアリン第二次法案をそのまま受継いだもので, 当初案に対しては AT&T 寄りに過ぎるとの批判を受けていた²⁵⁾。その後, 司法省の要求に基づき, AT&T の部品調達政策および回線相互接続条件に関する規定が追加されるなどの修正がなされたことによって, 上院内で同法案を支持する幅広いコンセンサスが生まれ, 本会議においては90対4という大差の可決を勝取る結果となった。バックウッド法案は子会社の分離条件として幾つかの規定を設けていたが, AT&T による子会社株式の100パーセント所有を禁止しておらず, また非規制子会社による伝送施設の所有も禁止していないなどまだまだ穏やかで, 「ベル法案」的色彩を強く残していた²⁶⁾。

一方, 下院においては, 新任のワース通信小委員長が1981年12月10日に1981年通信法 (通称, ワース法案) を上程した。それに先立つ11月上旬, 下院通信小委員会のスタッフが作成した「過渡期の電気通信: 電気通信産業における競争の実態」と題するレポートが議会に提出されたが, それは端

末市場およびデータ処理市場における競争が不十分であること、またこれらの市場への AT&T の参入を認めながらも、同社の絶対的規模とその際立った市場支配力から見て、現在の規制体制下で参入させることは危険であるとの見解を示していた。こうした指摘に対し、上院は特段の配慮を払うことなくバックウッド法案を可決してしまったが、ワース委員長はこのレポートの趣旨をワース法案に盛り込む方針をとった。ワース法案の最大の特徴は、有効な競争環境を実現するためには AT&T に対しより効果的な規制を課す必要があるとして、AT&T とその非規制子会社の間次のような規定を設けて、分離条件を強化したことである。(1)子会社は5人以上の役員からなる取締役会を有するものとし、支配的通信事業者(AT&T)の役員は当該子会社の役員割合の50パーセント以下でなければならない。(2)支配的通信事業者と子会社の取引条件は、第三者の取引条件と同一とする。(3)非規制サービスが規制サービスに影響を及ぼしてはならない。(4)子会社は支配的通信事業者と職員、財務構造、資産を共有してはならない。(5)子会社は FCC の承認を受けて有価証券を発行できるが、支配的通信事業者は時価でなければそれを取得できない。(6)支配的通信事業者は、本法の要件に合致した子会社を通じてのみ伝送サービスを提供し、伝送施設を所有・運営することができる。以上のことから、両者の関係は子会社というより別会社の関係に近く、このうち特に(6)は、これまでの法案条項を大きく踏越えて AT&T の規制市外伝送サービス事業に完全分離子会社要件を課したことを意味し、AT&T に対して厳しい意見を持つといわれるワース通信小委員長の態度がこのような形で表れているとも考えられる²⁷⁾。

ワース法案が下院通信小委員会を通過するやいなや、AT&T のブラウン会長は猛然と法案反対のキャンペーンを展開し始めた。ブラウンはとりわけ、長距離回線部門を完全分離子会社とする条項(第251条)に反感を強め、これを悪法と呼び社内は無論、OB、株主も巻き込んだ大々的な法案反対運動を開始した。ブラウンの反対活動は委員会審議の引延し作戦とも

なって表れ、通常は省略される本委員会での法案全文の読上げに細かい修正を加えるという手段を使って審議日程を狂わせた。1982年は選挙の年であり、実際上の審議期間は9月一杯までと見られていた。ワース通信小委員長は、この間に商務委員会を通過させ、本議会、上院との協議を澄ませねばならないが、上院ゴールドウォーター通信小委員長はワース法案に反対していたので両院協議は困難が予想された。そのうえ、第1ステップの商務委員会も予算関連の審議が最優先となり、審議に入ったのはやっと6月17日のことであった。パックウッド法案が既に上院本会議を通過していたので今議会中に法案成立かと期待されたが、こうした AT&T 側の激しい抵抗によってワース委員長は1982年7月20日に自ら法案審議の取下げを宣言し、これによって第97議会中の通信法改正立法は不可能となった。

かくして、議会による電気通信政策の立法化はまたしても失敗することになるが、既に1981年末から1982年初頭にかけてのブラウンの最大の関心は、司法省対 AT&T の和解についてのグリーン判事による同意審決の承認という裁判所における電気通信政策の形成へと大きく移っていたのである²⁸⁾。

4. 第3次反トラスト訴訟とベル・システムの解体過程

(1) デバツ時代の反トラスト訴訟：窓口論争と開示手続の開始

1974年11月20日、原告である司法省は AT&T, WE, ベル研究所を被告とし、BOC（ベル電話会社）を共謀者とする第3回目の反トラスト訴訟（シャーマン法第2条違反）をワシントン連邦地裁（ワシントンのコロンビア特別地区連邦地方裁判所）に提訴した。この訴訟において司法省が被告に対して行った要求は、次の3点であった。(1)AT&T は WE のすべてを手放し、また WE は電気通信機器の製造・販売に競争を導入するため製造活動と資産を分割されるべきである。(2)AT&T は電気通信サービスと電気通信機器に競争を導入するため、その長距離部門の一部ないし全部と BOC

の一部ないしは全部とを資本的・資産的に分離する。(3)シャーマン法第5条に従って裁判所がベル研究所に対する勧告を命じ、ベル研究所は原告の申立てに答え、裁判所の出す命令と法令に従う（これは結局、ベル研究所とAT&Tの分離を意味する）²⁹⁾。

この司法省の訴訟は、フォード政権がインフレ抑制策の一環として、電気通信産業での価格競争機能を回復させるねらいで行われたものといわれているが、これに対するAT&Tデバツツ会長の態度は極めて非妥当的なものであった。すなわち彼は1974年度の年次報告の中で、「ベル・システムの電話網の解体は電話サービスの質の低下、コストアップにつながり」、結局はインフレ抑制策に合致しないものであると反論し、さらに「今回の訴訟については同意審決という形で解決をはかることは考えておらず、むしろ徹底的に戦うつもりである」と宣言し、その理由として次の3点を指摘していた³⁰⁾。

「第1に、司法省の訴訟には根拠がない。……ベル・システムの各社がその営業地域において、実質的に競争なしに事業を運営してきたのは、他の通信業者の参入の機会を一方向的に拒否してきたためではなく、長年にわたって電気通信事業を左右してきた国の政策に従ってきたためである。すなわち、電気通信事業においては、公衆の利益は、競争によってではなく、政府の規制のもとでの独占によって、最も促進されるというのが長年にわたるアメリカの国策であった。」

「第2に、司法省の訴訟が、かりにその目的であるベル・システムの組織の解体に成功すると、それによってサービス提供の一連のプロセスに対する責任も分断されることになる。……サービス提供の一連のプロセスは、発明から製造・供給を経て顧客サービスへと中断することなくつながる継続的なプロセスである。ベル研究所をWEから切り離し、さらに、これら2つの組織をBOCから切り離すことは、この一連のプロセスを破壊することに他ならない。」

「第3に、AT&Tの長距離回線部門の一部または全部を、BOCの一部または全部から切り離すという司法省のねらいは、全国的電気通信網を管理するわ

われわれの能力に重大な悪影響を及ぼすものである。この全国的電気通信網は、アメリカ全土にまたがっており、文字どおり数億にのぼる個々の電話機から構成されているが、それにもかかわらずこの通信網は1つの統合された存在であり、そのように運営されなければならない。……要するに、司法省の訴訟にわれわれが反対する理由は1つに要約できる。司法省の訴訟が成功すれば、公衆の不利益を招くというのがその理由である。つまり、電話サービスは悪化し、サービスの料金は大幅に値上げされることになる。」

図表6は、1974年11月の訴訟開始から1984年1月の解体に至る主な関係事項を整理したものであるが、まずデバツと彼の好戦的な法律顧問であるマーク・F・ガリングハウス（Mark F. Garlinghouse：1972年12月にAT&Tの法律担当副社長に就任）は1975年2月4日、AT&Tのこれまでの活動はすべて合法的であったと声明した。そして、その根拠として1921年のウィリスグラハム法や1934年の通信法など、通信産業に関連した今日までの法令はすべて議会が「電話産業は統合された構造を維持するのが最良である」と考えていたことを示していること、さらにその考えは1956年の同意審決により裁判所でも認められていること等をあげ、特に次の4点を指摘して強く反論する姿勢を表明した。(1)原告（司法省）は、アメリカ電気通信事業の独占に対する救済策を容認するに十分な証拠を提示できなかった。(2)裁判所は管轄権を欠いている。(3)ここで争われている問題は、ニュージャージー連邦地裁で既に1949年訴訟の当事者間で議論された「既決事項」である。(4)ニュージャージー連邦地裁は1956年同意審決を修正したり廃止する排他的管轄権を有する。つまりAT&T側は、この訴訟は既に司法省が1949年2月に提起した訴訟に基づく1956年同意審決を無意味にするものであり、いわゆる基本的法律問題を中心とした「窓口事項」で争うこととしたのである³¹⁾。

1975年2月27日、本訴訟を担当することになったワシントン連邦地裁のジョセフ・ワッディ（Joseph Waddy）判事は、裁判を開始するにあたり両当

図表6 ベル・システム解体の関係年表

年 月	事 項	項
1974. 11	司法省が独禁訴訟を提起。(20日)	窓口論争 (4年)
1975. 2	AT&T は反論書を提出し、告発事項を全面否定。(4日)	
1978. 6	病気療養中のワッディ判事に代ってグリーン判事が就任。(21日)	開示手続 (3年)
9	グリーン判事は両当事者に開示および意見提出の審理計画を提出。(11日)	
11	司法省は第1回目の「主張・証拠に関する書面」を提出。(1日)	
1979. 1	AT&T は第1回目の「主張・証拠に関する書面」を提出。(8日)	
2	AT&T トップがデバツツ会長からブラウン会長に変更。(1日)	
1980. 4	合意手続きの開始。(7日)	
1981. 1	公判開始。(15)	公判期間 (1年)
	翌1月16日から2月2日まで審理を中断。	
2	司法省反トラスト局長としてバクスター就任。(20日)	
3	公判再開。(4日)	
8	AT&T 側の抗弁開始。(3日)	
9	グリーン判事、AT&T の訴訟却下要求を否認し、AT&T に反論の挙証責任を課す。(11日)	
1982. 1	AT&T・司法省が和解発表。(8日)	解体手続 (2年)
8	グリーン判事、和解を一部修正したのち、1956年同意審決に対する修正同意審決として認める。(24日)	
12	AT&T は再編成計画案を連邦地裁に提出。(16日)	
1984. 1	1982年同意審決に基づく BOC 分割を実施。(1日)	

(出所) Alvin Von Auw, *Heritage & Destiny*, pp.407-421 (Appendix A, The Bell System in Transition. A Selective Chronology 1965-1982) 等より作成。

事者の意見を求めたいとしていくつかの質問を提起した。提起された質問のうち FCC と裁判所の管轄権をめぐる司法省と AT&T は激しく対立した。AT&T は、ベル・システムの活動は FCC や各州の公益事業委員会によって広範な規制を受けているので、これらの規制機関のみがベル・システムを裁く権限を持っており、したがって法廷での反トラスト責任は免れると主張した。これに対して司法省は、政府の指摘している AT&T の不法行為は、単に FCC の発する命令だけでは規制しきれないこと、要するに独禁法に従うべきか FCC に従うべきかの第一次的管轄権の問題であると主張した。この問題については1975年12月30日、ワッディ判事から意見を求められていた FCC が、「1934年通信法に従って FCC は基本的管轄権を持っており、裁判所が第一次的管轄権を持つことはないとしながらも、だからといって独禁法違反訴訟について裁判所が規制当局から完全に排除されることはない」と解答していた³²⁾。

その後1年以上の公聴会の結果、ついに1976年11月24日、ワッディ判事はこの問題に結論を下し、この訴訟手続きにおいて FCC の第一次管轄権は認めるが、どの問題を FCC に委譲するかは裁判所が判断する旨を正式な文書にまとめて発表した³³⁾。しかし AT&T は、FCC の規制が存在する以上、反トラスト法によって訴追されるいわれはないとしワッディ判事の決定の再審請求を行った。AT&T の再審請求は上級裁判所に対しても行われたが、1977年11月28日、連邦最高裁判所がこれを却下したことによって決着をみるに至り、ここに、訴訟提起から実に4年目にしてようやく次の「開示手続」の段階へ移行することとなったのである³⁴⁾。

開示手続の段階への移行に際し、司法省と AT&T は再び衝突した。最大の争点は開示手続の日程をめぐるものであり、司法省が、この訴訟を早期に処理したいとして1979年後半に開示手続を終了させることを提案したのに対し、AT&T は、本訴訟に関する資料は膨大な量に及ぶため開示手続

には10年程度を要すると反論した。しかし1978年6月21日、かねてより病
気療養中のワッディ判事に代ってハロルド・H・グリーン (Harold H.
Green) 判事がこの訴訟を担当することになってから、訴訟の終結へ向け
ての動きは活発になった。グリーン判事は、正当な裁判手続きと憲法で定
められた権利の保護を最重要視し、強力な独立の司法権力が議会および行
政機関の行過ぎを監視するために重要であると考えていた。彼は、コロ
ンビア地区地方裁判所の首席判事として十分な経験を積んでおり、AT&T
訴訟の複雑性にもひるまないエネルギーな裁判官であった。グリーン
判事は1978年9月11日、公判の開催の日取りを設定し（当初は1980年9月1
日、のち1981年1月15日に延期して開催）、それまでに、司法省の主張を全面的
に取り入れて、短期間のうちに数回にわたる両当事者間で文書応酬を行う
「開示手続」に関する詳細なスケジュールを決定した³⁵⁾。

かくして1978年11月1日、司法省は530ページに及ぶ第一回目の「主張
・証拠に関する書面」を、また AT&T は1979年1月8日、552ページに及
ぶ第1回目の「主張・証拠に関する書面」を、それぞれグリーン判事に提
出した。司法省と AT&T との第1回目の文書応酬の概要は、図表7およ
び図表8に示したとおりであるが、これによって両者の戦う姿勢が鮮明に
なった。特に AT&T はこの書面において、司法省の第1回目の「主張・証
拠に関する書面」において示された批判およびベル・システムの解体要求
に対し、デバツクの現状凍結という年来の主張を繰り返しながら次のよう
に反論した。(1)ベル・システムが巨大であること自体は悪いことではない
し、独占を根拠づけるものでもない。それどころか巨大さは電気通信技
術、および大規模かつ複雑なネットワークの効率的な運用と信頼性を保証
する必要性に根ざすものである。(2)ベル・システムの解体は、現在より高
料金、低品質のサービスをもたらすおそれがある。(3)司法省は、ベル・シ
ステムの構造を決定づけた技術的な必然性および事業運営を規制する法制
の機能を無視している。(4)ベル・システムはいかなる市場においても独占

を意図し、あるいは競争相手を締め出そうとして市場価格を操作したことはない。もしそのような事実があるとすれば、司法省は証拠を示すべきである。(5)ベル・システムは徹底した料金規制を受けているし、料金決定過程にも参画していない³⁶⁾。

図表7 司法省 第1回目「主張・証拠に関する書面」(1978年11月1日)

1. 序
2. アメリカにおける電気通信の概観
3. 被告のシャーマン法第2条違反の証拠
4. 訴訟の法理論
5. 救済措置

司法省のベル・システム解体案は次のとおりであった。

1) AT&Tの都市間施設に対する所有と市内用施設に対する所有とを相互に分離する。かつ、電気通信サービスの提供主体から、電気通信機器の製造部門と機器製造に関する研究開発部門とを切り離す。

2) ベル・ネットワークのすべての都市間伝送交換施設は、長距離部門が所有する施設のほかBOCが所有・運営する局間中継施設をも含めて、これらを市内用施設から切り離す。そして各地方のBOCは、市内路線および市内交換施設のみを所有することとし、これらの電話会社が都市間施設を所有することを禁止する。

3) 各地方のBOCについては、さらにこれらの一部または全部を対象に他のBOCとの連携を断絶する。他のBOCとの連携を断ち切る具体的方法は、その対象会社について、電気通信機器の調達、都市間サービスの賃借などに関する評価・決定を独自に遂行する独立機関を設立することによって行う。

4) WEは、ベル研究所の機器製造に関する研究開発部門とともに電気通信サービスの提供主体から切り離す。そして、再編成後の長距離部門およびAT&Tの残存部分とともに、将来にわたって機器製造部門の垂直統合を禁止されるものとする。

5) WEについては、電気通信サービスの提供主体から分離後、さらにこれを複数の企業に分割することを要求する。

(出所) Plaintiff's First Statement of Contentions and Proof, Nov. 1, 1978 より作成。

司法省とAT&Tの間で第1回目の開示手続が展開されている一方で、両者は効率的な訴訟手続をめぐる新たな戦いをくりひろげていた。グリーン判事が提案した訴訟手続は、原告(司法省)が具体的事実を示し、被告

図表8 AT&T 第1回目「主張・証拠に関する書面」(1979年1月8日)

序

被告の主張の要約

事実の記述

政府訴訟の本質

政府訴訟に対する被告の反応

1. 被告は電気通信産業のいかなる関連市場においても独占力を保持していない。
2. 政府申立ての市場における被告の構造と地位は、電気通信の技術、電気通信業者に対する政府規制や方針、電気通信サービスを提供するベル・システムの効率性等による。
3. 政府の告訴する行動はあらゆる状況の下でまったく合理的なものであり、申立ての行動は生じておらず行動はいかなる状況でもシャーマン法第2条に違反しない。
 - A. ベル・システムの行動に関する都市間サービスの規定を含む政府の告訴はあらゆる状況下でまったく合理的なものである。
 - B. 地方電気通信サービスの規定を含む政府による告訴も合理的なものである。
 - C. 電気通信機器を含む政府の告訴は、軽率な調達決定と規制機関により要求され認可された端末機器実践との結合に基づく。
 - D. 政策的や規制的過程へのベル・システムの関与は米国憲法に対する最初の付加条項によって保全され、いかなることも不合理ではない。
 - E. 被告は電気通信産業を独占する継続的行動に従事していない。

政府が提案する救済措置に対する被告の反応

1. 政府が要求する救済措置は、大衆からベル・システムによって可能となる高品質で低コストの電話サービスを奪う。
2. 政府は裁判所が解体を認める基礎データを提示できなかった。
3. 政府が要求する救済措置は不法で非現実的である。

付録——証明の方法

(出所) Defendant's First Statement of Contentions and Proof, Jan. 8, 1979 より作成。

(AT&T) がこれを「容認あるいは抗弁するという方式」(admission Process) であり、司法省側はこの方式によれば公判前手続を大幅に縮小できると主張した。これに対しAT&T側は、司法省が第1回目の「主張・証拠に関する書面」で指摘した事実の多くに同意していないし、また今後さらに調査し

明らかにすべき問題が沢山残っているとして、訴訟手続に関しては「両当事者がともに合意に達した事実に基づいて訴訟を進める方式」(stipulation process)を採用すべきであると主張した³⁷⁾。

こうしたさまざまな対立によって膠着状態が続いていた訴訟問題に、打開の道を開いたのは次の2点であった。第1に、1979年2月に非妥協的なデバツツからブラウンへとAT&T会長が交替し、以後ブラウンは司法省との新しい関係を構築しようとして精力的に和解工作を展開したこと、第2に、ウォーターゲート事件以来、各省自治の方針を取っていたカーター政権は電気通信政策に関してもイニシャチブをとることを控えていたが、1980年選挙で誕生したレーガン政権は「強いアメリカの復活」を標榜し、電気通信および情報産業がアメリカの世界戦略における最も重要な側面に位置づけられるとして、AT&Tを積極的に支援する方針をとったことである³⁸⁾。

(2) ブラウン時代の反トラスト訴訟：公判開始と合意の達成

訴訟手続をめぐる両当事者の対立が続くなかで、第2回目の文書応酬が行われた。司法省が1979年4月20日、AT&Tが同年5月21日にそれぞれ22ページ、35ページの第2回目の「主張・証拠に関する書面」を提出した。この第2回目の文書応酬は、第1回目の書面に若干の修正を加えただけのものであるので、ここでは説明を省略する³⁹⁾。

1980年1月10日、司法省は1872ページに及ぶ第3回目の「主張・証拠に関する書面」をグリーン判事に提出した。この書面は、それまでの2回の書面と基本的立場および主張に関しては変りはなかったが、おそらく最後の攻撃の機会になると思われるこの第3回目の書面において、AT&Tが第二次大戦以降これまで、規制の名の下にいかにも競争相手を妨害あるいは差別してきたかを具体的事実をあげて非難した。例えば、2.3の事例をあげると次のとおりである。(1)特殊通信事業者MCIが1963年に公衆通信

用マイクロウェブの建設認可を FCC に申請した際、AT&T は MCI との相互接続は技術的にベルのネットワークに悪影響を与えるとして異議を申立てた。(2)デイトラン社がデータ通信用の全国的デジタル交換網サービスの提供認可を FCC に申請した際、AT&T は FCC に働きかけてその提供を遅らせ、その間に同種のサービスを開発したためデイトラン社は1976年に倒産した。(3)ノーザン・テレコム社は早い時期に改良型クロスバ交換機を開発していたが、AT&T は WE が1966年に同種の交換機を開発するまでそれらの導入を認めなかった。以上のごとき司法省の指摘は必然的に規制当局批判につながり、司法省は AT&T の反競争的な諸活動を見過してきた FCC を強く非難するとともに、FCC は AT&T に対しその規制権限を及ぼし得る十分な能力を有していなかったと主張した⁴⁰⁾。これに対して AT&T は、1980年3月10日、第3回目の「主張・証拠に関する書面」をグリーン判事に提出した。この書面は実に2148ページに及ぶ膨大なものであったが、司法省が指摘した具体的な事実について反論するという形式をとっていた。例えば上記(1)(2)に対する反証として、「AT&T は高品質の電気通信システムを維持運営する責務を負っており、FCC への働きかけや法廷におけるかけひきはそのため的手段として利用したにすぎない。司法省は FCC の規制を通じて競争を制限したと指摘しているが、ベル・システムはネットワークの完全性を維持するために必要な措置を講じただけである」としている。また上記(3)について、「反トラスト法はベル電話会社一般業者から機器購入することを要求していないし、WE からの機器購入を禁じているわけでもない。AT&T は WE 以外からの機器購入を制限しているわけでもなく、ベル電話会社は WE の製品が良質かつ低廉であり、良くニーズを満たすものであったため、結果的に WE から多くの機器を購入したにすぎない」としていた⁴¹⁾。

以上3回にわたる文書応酬と平行して、司法省と AT&T はブラウン会長の要請もあり、公判前に歩みより可能な事項についてできるだけ合意を

達成しておこうとする合意手続きを1980年4月7日から進めてきた。しかし、同年9月1日の公判開始予定日にいたっても当事者間で達成された合意は予定の10パーセント程度にすぎず、このため合意手続の採用に当初から反対していた司法省はその手続を打切った。こうしてグリーン判事は、合意手続を除けば他の手続は順調に進んでいるとして公判開始日を1981年1月15日に延期し、その日に公判を開始する意向を明らかにした⁴²⁾。

1981年早々、公判開始予定日を目前にして司法省と AT&T は、両者の間で和解のための協議を開始したことを理由としてグリーン判事に対し再び公判の延期を求めた。かねてから早期公判開始を要求していた司法省のこの突然の方針変更は、1980年秋の大統領選挙で誕生した親 AT&T といわれる共和党のレーガン新政権の意向を汲んだものと思われる。これに対しグリーン判事は、一度は両当事者の要求を1月7日に拒否して予定どおり公判を1月15日に開始したが、その翌日には、当事者間の協議がかなり進んでいることが判明したとして僅か1日で公判を中断し、しばらく両当事者の協議を見守ることとする旨発表した。しかし、その後1—3月にかけて実施された司法省首脳部の人事移動（特に1981年2月20日、早期和解に消極的なスタンフォード大学法学部教授ウィリアム・バクスターが反トラスト担当司法次官補に就任）がからんで2月下旬には協議の続行が不可能となり、同判事は3月4日に公判を再開した⁴³⁾。

公判での司法省側の証人の大多数は、AT&T の競争業者である相互接続宅内機器メーカー、特殊通信事業者、一般製造業者、それに FCC、ベル・システムの元職員が加わって、宅内機器、マイクロウェーブ網、料金政策、資材調達に関し、AT&T 側の反対尋問を受けながら AT&T の反競争的行為の事実を証言した。しかし3月4日の公判再開以来、本件訴訟について政府部内に意見の不統一があったと見られる。例えば、国防省は常々 AT&T による全米通信網の統合的管理が国の安全にとって不可欠であると評価していたし、商務省にとっても自国電気通信産業の発展・国際市場

における競争力の維持は重要であったし、農務省にとっても農村地帯の電話料金は低く抑えておきたいと考えていた。こうした政府内部の反トラスト訴訟反対の動きは司法省の証言体制に微妙に影響して証言を辞退する者が続出し、司法省側の証言が当初の予定より早めの6月末までに終了したのはこのためであったといわれる⁴⁴。

これに対して AT&T 側の証人は、司法省側の95人を大幅に上回る215人と膨大なもので、ブラウン会長の陣頭指揮の下、AT&T をはじめとするベル・システムの職員および元職員を中心に、FCC や AT&T の立場を支持する国防省、商務省等の元職員によって構成されており、端末機器、特殊通信、機器調達、料金決定などの分野に証言の重点がおかれていた。AT&T が多くの元政府関係者を動員しているのは、これらの証人の証言を通じて AT&T の活動が国家的ないし公共の要請に基づいたものであることを立証しようとの意図によるものであった。ベル研究所のロス所長による8月3日の証言を皮切りに AT&T の反論は12月18日に終了の予定で進められていたが⁴⁵、しかしその一方で AT&T は既に7月10日、これまでの司法省側の証言では訴訟理由である AT&T の反トラスト法違反の事実を立証していないと主張して、訴訟の全部あるいは主要部分の却下を要求する550ページを越える報告書をグリーン判事に提出していた⁴⁶。

しかし1981年9月11日、グリーン判事は AT&T の訴訟却下要求に対し、「政府により行われた証言、ならびに提出された証拠書類によってベル・システムが長期にわたり、数多くの点で反トラスト法に違反してきたことが証明されている」と判断を下し、宅内機器、特殊通信事業者との相互接続、資材調達に関して AT&T に反論の挙証責任を課した⁴⁷。グリーン判事のこの判断は AT&T の敗訴を示唆するもので、もし AT&T が反トラスト法違反で有罪判決を受けると、AT&T を相手取ってまるで洪水のように多数の民事反トラスト訴訟が提起されることは必死とみられた。そうなれば、それらの訴訟事件を解決するために100億ドル以上の莫大な費用がか

かり、AT&T としてはどうしても有罪判決を受けるわけにはいかなかった。こうして司法による解決への道が立法による道と同じくらい苦難に満ちたものであることを理解したブラウン会長にとって、グリーン判事の強硬な態度に照しても司法省との和解交渉を本格的に展開することが急務となった。その意味でこのグリーン判事の有罪宣言は、その後の AT&T を1982年同意審決へと導いていった主要な要因であったとの解釈が、例えばヤンキー・グループ、プローブなど米国調査会社のレポートには共通に見られる⁴⁸⁾。

一方、司法省側では1981年2月20日、新レーガン政権が反トラスト担当司法次官補にスタンフォード大学法学部教授のウィリアム・バクスター (William Baxter) を任命すると発表した。この人事はその後の司法省対 AT&T の和解交渉に決定的な影響を与えることになった。バクスターは、司法長官ウィリアム・フレンチ・スミのもとで働く司法副長官エドワード・シュマルツの下でナンバー3の地位にいたが、この両名が AT&T と利害関係を有して訴訟の指揮資格を持てなかったため、バクスターが間もなく AT&T 反トラスト訴訟の司法省における最高責任者となった。彼のイデオロギーは2分の新古典主義経済学と1分の法学を混ぜ合わせたもので、そのイデオロギーの実行に絶対的な自信を持っていた。バクスターは経済学に関して正規の教育を受けたわけではなかったが、反トラスト法の執行に関しては経済効率性という概念に基づく自由市場論者であった。彼は、「AT&T 反トラスト訴訟は反トラスト局が過去30年間に行った唯一の良いことである」と述べている。バクスターがこの訴訟を評価する理由は、WE、ベル研究所および長距離部門といった比較的規制緩和の進んだ部門から、規制下にある地域電話会社を分離するというこの訴訟に含まれている政府救済理論に魅せられたからである。これこそがバクスターの信じる自由市場経済モデルの完璧な事例であり、彼はいずれの企業も規制部

門と非規制部門とを統合してはならないと主張していた。会社は規制部門から得られる「安全な」利益を使って非規制部門の製品価格を補助することが可能となり、このような内部相互補助は自由市場経済が本来もっているメカニズムを歪めてしまう。勿論、電話産業における内部相互補助の役割は非常に複雑で分かりにくく、一面では安価な市内通話サービスといった社会的な目的を実現するために行われているという側面もある。しかし、バクスターは制約を課さない競争こそがそうした社会的な目的を達成するための唯一の効率的な方法であると信じていた⁴⁹。

1981年4月7日、訴訟について話合うためにバクスターとハワード・トリネンス (Howard Triennens: 1980年1月以降、AT&T の首席弁護士および法務担当副社長としてブラウン会長とともに司法省との和解交渉に大きく貢献) が公的な資格で初めて会った時、バクスターは「ベル電話会社をすべて AT&T から切り離してほしい。その代わりに、AT&T を1956年同意審決の規制から解放するつもりである」と述べた。バクスターは、一般的に言って垂直統合は効率を促進するが、水平統合は不法な市場権力を促進すると考えていた。したがってバクスター流の分割案は、「市内電話会社はすべて AT&T から切り離されて地域独占として規制を受け、ベル・システムのそれ以外の部分は垂直的に統合された非規制の私企業となる」というものであった⁵⁰。バクスターがこの「水平分割案」を提示した丁度同日(4月7日)、上院では AT&T に対し「分割」でなく「完全分離子会社」を要請したバックウッド法案が上程されていた。ブラウン会長がこれを支持した理由は、AT&T が1956年同意審決により禁止されていた新しい競争市場に進出できることを望んでおり、それをうまくやるにはベル研究所と WE が与えてくれる技術的優位性が必要で、立法に頼ればそのためのベル・システムの垂直・水平統合体制を維持できると考えていたからである。このバックウッド法案は、1981年7月16日に商務委員会を16対1の圧倒的多数をもって可決した。このため法案成立への動きを阻止できないと考え

たバクスターは8月10日、上院で審議中の同法案に次の2点について修正を加えるよう要請し、議会が司法省の提案を受入れた法案制定を条件に訴訟を取下げても良いとの意向を表明した。すなわち、(1)WE にベル・システム外部にも製品を提供するよう義務づけ、ベル・システムの外部調達率を20パーセント以上とする、(2)AT&T は市外サービスを提供する競争者に対し同品質、同料金で相互接続させなければならない旨明示する、というものである。これらの修正提案はそれぞれバクスターⅠ、バクスターⅡ提案と呼ばれ、その後の審議における重要なポイントとなった。本会議においては、この提案にそって作成された修正案が審議され、10月7日、上院は同法案を90対4の大差で可決した。しかし可決した修正案では、AT&T 内部の特許契約および研究資金の取り扱いが緩やかすぎ、また回線相互接続に関しても FCC の裁量にあまり多くを委ねすぎていたため、これによってバクスターの AT&T 訴訟取下げが実現することはなかった⁵¹⁾。

1981年9月に入ると、AT&T のブラウン会長は大きなジレンマに直面していた。1つは、反トラスト訴訟の敗北によって破壊的な影響が生じる恐れであり、もう1つは、訴訟継続によって AT&T が日々被る現実の損失が敗北と同じほど極めて高いものにつくということであった。この間、議会では動きがとれず、局面を打開する適当な法案を提示することができなかった。FCC の最近の政策により崩れかけた公共の利益を守るべく開始された議会での白熱した議論も、最近では公共の利益を實際上排除するような法案提出がなされる結果となっていた。今やアメリカ電気通信産業は競争による浸食だけでなく解体の危機にさらされており、しかも議会は政策を明確化したり一新することができないでいた⁵²⁾。こうした状況についてブラウンは1981年9月22日、アメリカ電話開拓者協会 (Telephone Pioneers of America) に対する演説の中で次のような不満を述べていた。「われわれは、それほど深刻ではないがばかばかしいジレンマに直面している。一方で、反トラスト訴訟の決着がつくまでは議会も電気通信の新立

法を行わないという人がある。それまでには何年もかかるだろう。他方で、政府側は立法が行われるまで反トラスト訴訟を取下げないといっている。この緊急を要する国家レベルの決定が、だれが先に行くべきかというアルフォンとガストンの議論のために一步も進まないという状況は許されないと訴えたい。誰かが、何かをしなければならない時機がきている。」⁵³⁾

こうした時にトリーネンスは9月27日、AT&T と司法省との間の相違点を法廷外で解決しようとする和解交渉の成果について、ブラウン会長に対し彼と会社が直面している4つの選択肢の概略について説明した。第1案は、分割を要求せず、しかも1956年同意審決からの解放を含み、なおかつ反トラスト訴訟却下につながる同意審決である。第2案は、市内交換網の分割、1956年同意審決と進行中の訴訟却下の同意審決（いわゆる「バクスター分割案」）である。第3案は、裁判は続行させるがバクスターとの同意に基づいて、グリーン判事がWEの分割を命じたり営業制限を課したりしないような条文をつける。第4案は、ただ裁判を進行させ、AT&T とグリーン判事を対決させて上訴裁判所に上告する。これら4つの和解案はトリーネンスが好む順位に並べられているようであったが、第1案は12月に入ると秋の頃よりさらに見込み薄に思われた。ブラウンはグリーン判事のWE分割を非常に恐れていたし、彼の行動から第3案の可能性は低いと見ていた。また第4案にしたがって裁判を継続し、たとえ連邦地裁で敗訴しても最高裁へ上訴できるが、それではコンピューターやOAなどの非規制の成長分野に5—10年間にわたって進出できないことになり、AT&Tの将来はないと考えていた。こうした頃の1981年12月10日に既述のワース下院法案が議会上程されたが、これはAT&Tにとって最後の一撃となった。同法案はAT&Tにとって最悪の事態が予想されるもので、特に長距離通話事業の分離子会社条項は受入れがたいものであった。このためブラウンは、バクスターの提案した水平分割を「最善の策」として選択し、全国的通信網を担う責務を放棄する精神的痛手を受入れ、セオドア・ヴェイ

ルが築きあげたベル・システムを永久に放棄すべきであるという結論に向けて、合意達成への手続を即座に開始することとなったのである⁵⁴。

かくして1974年に始まる AT&T 対司法省間の反トラスト訴訟は、8年越しの1982年1月8日、ブラウン、トリーネンス、バクスターが作り上げた基本的な協定をグリーン判事が承認するという和解による解決が公表され収束に向かった。この和解は、公判が行われていたワシントン連邦地裁にではなく、1956年同意審決を管轄したニュージャージー連邦地裁に同意審決案を提出し、その管轄権をワシントン連邦地裁に移管するという形で進められた。AT&T がこうした回りくどい手続を取ったのは、1956年同意審決による制約を除去することが司法省との合意のかなめであったため、1956年審決の修正（このため1982年修正同意審決と称される）という手続を取ったことによる。この修正同意審決は、(1)AT&T は100パーセント持株の22の BOC を分離するが、長距離回線部門、ベル研究所、WE は引続き所有する。(2)AT&T は1956年同意審決によって業務範囲を電気通信事業に限定される等の制約を課されていたが、これを解除される。(3) AT&T は本件同意審決の発効の日から6カ月以内（1983年2月24日）にBOCを分割する組織再編計画案を司法省および裁判所に提出してその承認を得たうえ、その計画案を同意審決発効の日から18カ月以内（1984年2月24日）に実施する。(4)本件和解は1956年同意審決の修正とし、司法省は1974年の反トラスト訴訟を取下げ、というのがその骨子となっていた⁵⁵。

グリーン判事は、タニー法（1972年のITT同意審決でニクソン政権のスキヤンダルが議会を促し、主要な反トラスト訴訟が和解に至る経過と訴訟に対する政府の姿勢を公的に開示するように規定した1974年反トラスト手続および罰則法）にしたがって利害関係者の意見を求めたうえで、分割されるBOCの経営基盤を強化する（とりまおさず、ローカル料金の値上げやサービスの悪化を回避する）ための幾つかの修正を加え、1982年8月24日、新同意審決は発効した。しかし、同判事の判断について相当数の州公益事業委員会等は上訴した

が、問題の緊急性から高裁段階を飛越して直接連邦最高裁で再審理されることになり、ついに1983年2月28日、連邦最高裁はグリーン判事の判断を支持したことにより1982年同意審決は確定した⁵⁶⁾。

(3) ベル・システムの解体：AT&T「組織再編成計画案」の概要とその実行

AT&T は1982年修正同意審決により、最終判決の執行日から遅くとも6カ月以内に再編成計画を司法省に提出することを義務づけられていたが、実際に471ページにのぼる「組織再編成計画案（PRO=Plan of Reorganization）」が提出されたのは12月16日のことであった。それは、ブラウン会長を中心とする5名の AT&T 本社幹部と BOC の社長から構成される社長検討会（その中に、市内区域境界、中央スタッフ組織、従業員対策、組織構造研究、資産配分、アクセス料金の以上6つのプロジェクト・チームが編成）での議論に基づくもので、第1部 BOC（ベル電話会社）の設備、要員、および会計帳簿の分割、第2部 AT&T から独立してサービス提供をすることができるための BOC の強化、第3部 契約の解除、第4部 ベル・システムの市内電気通信業務の AT&T からの分離、の以上4部構成（大半の334ページが第1部）からなっていた⁵⁷⁾。これについてブラウンは、「AT&T マネジメント・レポート」の中で次のように述べていた。「この POR は、ベル・システム分割について全プロセスを詳細に列挙したものではない。どのように同意審決に従っていこうとしているかを、可能なかぎりわかりやすく記述した正確な青写真、すなわち道路地図である（12月17日レポート）。」「再編成計画の細かいところまで、全員一致の賛同が得られたと思うほど私は単純ではない。……もっとも重要なポイントとしては、再編成計画が AT&T による BOC に対する“命令”だとだれからも思われてはならないのである。BOC との間では、十分に協議して妥協も行われた。この文書は共同作業の賜物であり、だれかの意志を実行に移したものでは

図表9 AT&T 再編成計画案の概要

項 目	主 要 内 容
組 織 分 割	1. BOCは過渡的に州内長距離通信子会社と宅内機器子会社を設立，分割実施時にAT&Tへ移管。(IV, pp. 440-446) 2. BOCは7つの地域持株会社にグループ分けする。(IV, pp. 450-465) 3. 中央サービス組織の設立。(II, pp. 418-424) ★従来AT&Tが行ってきた管理機能，および技術上，運用上等の各種支援サービスのBOCへの提供。 ★国家的安全と緊急時の連絡調整センターとしての役割。
資産・要員の分割	1. 資産分割の基本原則 (I, pp. 1-142) ★LATA内通信サービスおよび電話帳サービスに専ら使用するものはBOCに帰属，LATA間通信サービスおよび既設宅内機器サービスに専ら使用するものはAT&Tに帰属。 ★LATA内，LATA間の両方の機能を果す資産は利用の多い方に帰属し，所有しない側は契約に基づき賃借できる。 2. 従業員の配分は原則として資産の帰属に順じ，従事する職務に応ずることとする。(I, pp. 235-334)
負債の分割	分割されるBOCの負債比率は45%（但し，パンフィック・テレフォン社は50%）とする。(I, pp. 191-197)
ベル名称・商標および特許権	1. AT&TとBOCは共通の企業名は使用しないが，いずれも「ベル」の語を企業名の中で使用しうるものとする。AT&Tはあらゆる商標・マーク等を含めてベル名称のすべての使用について権利を留保する。(II, pp. 411-417) 2. BOCには現在AT&Tが所有する特許その他の技術情報の利用権が認められる。
株式の割当	AT&T株主はAT&T株式を保有するとともに，AT&T普通株10株について7つの地域持株会社の各々について普通株1株を受取る。(IV, pp. 460-467)
各種契約の解除	AT&TとBOCの以下の契約は解除される。(III, pp. 425-439) ★ライセンス契約 AT&TがBOCに契約報酬を対価として広範なサービスおよび権利を与えてきたもの。 ★標準供給契約 WEとBOCとの間で資材の製造・購入・配送・保管・在庫の確保・修理・設置等を行うための契約であり，分割後も商業ベースで提供される。 ★収入分計契約 州際サービスのコストをBOCに負担させる収入分割方法を定めたもの。

(出所) Plan of Reorganization (図表中のパート番号，ページ数はPORの掲載箇所を示す)，および『欧米諸国における電信電話の動向』昭和59年3月，pp. 32-33等より作成。

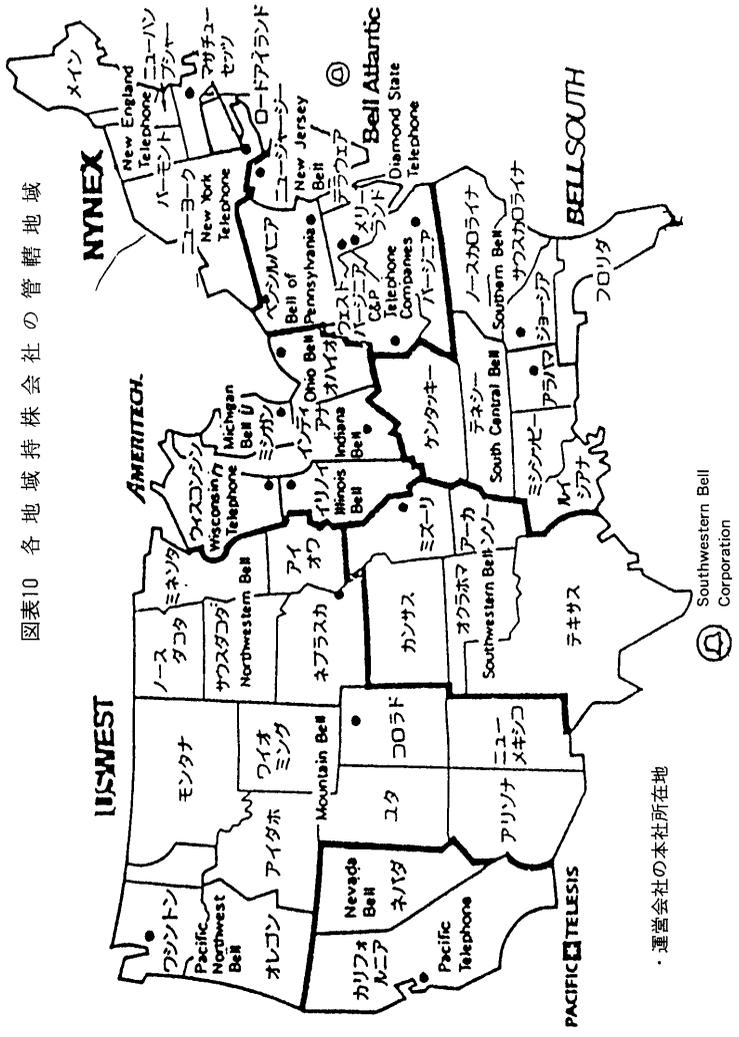
ない（12月27日レポート）。」⁵⁸⁾

PRO の主たる内容は図表 9 に示すとおりで、以下に簡単な説明を付加しておくことにする。まず分割後の BOC のサービス供給区域として、従来の市内網と区別するために LATA (Local Access and Transport Area: ローカル・アクセス伝送区域) という概念が設けられ、全米で161の設定が計画された。LATA は競争的市場と独占的市場を区分するものとして、かつ BOC の財務健全性を確保するために当初予想されたものよりかなり広く設定され、各州は1つ以上の LATA から成り立つ。例えば、メイン州は1つ、ニュージャージー州は3つ、テキサス州は17の LATA を持つといった具合である。分割される22の BOC は7つの地域持株会社（社名および営業地域は図表10を参照）に統合され、再編成時には LATA 内通信業務（LATA 間通信業務は新生 AT&T およびその他の長距離電話会社の事業）のみを行うことになった。また7つの地域会社に技術面等の共通業務を提供し、かつ国家的安全と緊急時に即応するための中央サービス組織（ベル・コミュニケーションズ・リサーチ：略称はベルコア）を作った。この組織は、これまで AT&T の全般管理部門によって遂行されてきた機能のいくつかを引継いだ⁵⁹⁾。

資産配分と従業員関係は類似した問題をかかえており、どれだけの資産と人員を親会社にとどめ、どれだけを BOC ないし中央サービス組織に振分けるかを決定しなければならなかった。資産および従業員は利用度の多い方に帰属することを原則としており、大部分の従業員は現在の職務にとどまることになった。結果的に、地域持株会社には AT&T の1400—1500億ドルの総資産の75パーセントが割当てられ、100万人の従業員の60—70パーセントが引き受けられた。なお地域持株会社の負債比率は45パーセント（パンフィック・テレフォンの場合は50パーセント）と定められ、AT&T は長期債務の利子と元金支払の立替えを保証した⁶⁰⁾。

ベル名称とロゴ（社章）の使用について、AT&T と BOC は共通の企業

図表10 各地域持株会社の管轄地域



(出所) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和60年3月, p. 60.

名を使用しないが、いずれも「ベル」の語を企業の中で使用しうるものとした（後に AT&T は使用不可）。株式割当てについて、1983年12月の株主名簿に登録されている株主は、AT&T 10株につき新たに設立される7つのベル地域持株会社からそれぞれ普通株1株ずつを受取るように定められていた。1984年には地域持株会社と AT&T は、1億を越える株主との取引を処理しなければならないと予想され、また2200万という株主の口座が分割時に存在することになるので、AT&T では株式の事務管理と株主サービスのために、全額出資の子会社（アメリカン・トランステック社）を設立し、運営することになった。AT&T と BOC 間のライセンス契約は解除さ

図表11 AT&T 再編成計画案の実施日程

年 月	事 項
1982.10	AT&T と BOC は LATA 案を連邦地裁に提出（4日）
12	AT&T は再編成計画案を連邦地裁に提出（16日）
1983. 3	再編成計画案に関して司法省による承認（24日）
4	計画案に基づくすべての会社の設立（4－5月）
5	AT&T および BOC に対する資産と負債の割当て完了（5－9月）
7	グリーン判事、再編成計画案の修正意見付承認（8日）
8	再編成計画案、最終的な裁判所の承認を得て発効（5日）
9	従業員の配属決定（9月中）
10	地域持株会社、株式発効・流通に関して必要な一切の書類を証券取引委員会に提出
11	地域持株会社はニューヨーク株式取引所および上場したい地方の株式取引所に対して上場申請 地域持株会社株式の発行日取引を開始（21日）
12	BOC と AT&T は包括的な再編成・分割協定を締結 AT&T は BOC 分割後の新 AT&T の組織構成を発表（14日） 資産所有権の移管、株式配当の実施、債務引受け、従業員の配属実施（12月末）
1984. 1	1982年同意審決に基づく BOC 分割を実施（1日）
2	地域持株会社株券の交付

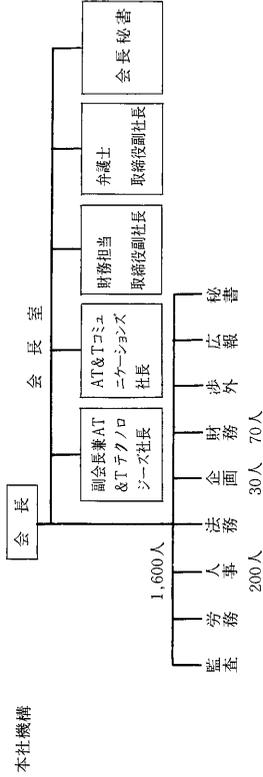
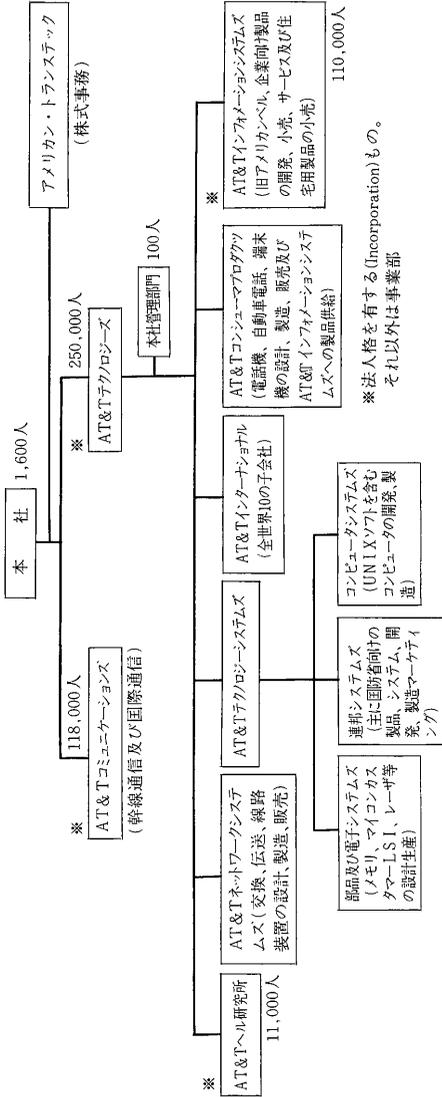
（出所） Plan of Reorganization, pp.467-471 (schedule of reorganization) 等を中心に作成。

れたが、WE と BOC 間の標準供給契約は分割後も商業ベースで継続することになった⁶¹⁾。

図表11は、AT&T による組織再編成計画案の提出以後の実施日程を示したものである。司法省は1983年3月24日に、AT&T の再編成計画案をほぼ承認する旨をグリーン判事に通知した。しかし、グリーン判事はなお慎重に構え、4月15日までに利害関係者のコメントを求め、さらに6月2日に公聴会を開催した後、遂に7月8日、AT&T の再編成計画案に対して、「当裁判所は、本件（AT&T）の組織再編成計画案を同意審決の条項および原則にいささか調和を欠いた箇所を修正することを条件として承認されるものと結論した」との判断を下した。159ページにおよぶグリーン判事の意見書の中で、修正を求めた点は6点（退職年金制度の継承、イコール・アクセスの定義、LATA 境界の修正など）あったが、そのうち重要な修正事項として、ベル名称とロゴの使用について BOC の使用を認め、AT&T はベル研究所と海外市場での使用を除いて禁じられたことが挙げられる。AT&T は8月3日、いわゆるグリーン修正を受諾し、また司法省も同じくグリーン修正を受入れたことにより、AT&T の組織再編成計画案は8月5日、最終的な裁判所の承認を得て発効した⁶²⁾。

AT&T は、1984年1月1日の「組織再編成計画案」実施の日まであと半月後に迫った1983年12月14日、BOC 分割後の新生 AT&T の組織構成を発表して内外に少なからぬインパクトを与えた。AT&T の組織再編成の基本コンセプトは、徹底的な分権化と本社スタッフの縮小をはかり、規制事業と非規制（競争）事業の二大セクターの構築を行い、可能なかぎり簡潔な形態にするという考え方であった。まず1983年7月8日にグリーン判事は、ベルの名称とロゴは分割後には BOC に属するとの決定を下したため、完全分離子会社アメリカン・ベル社の社名を AT&T インフォメーション・システムズに変更することを明らかにした。次いで新生 AT&T の発足直前に長い伝統を持った WE を解体し、AT&T テクノロジーズを新

図表12 新 AT&T 組織図 (全体385,000人)



(出所) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和60年3月, p. 53.

設、これに製造能力を引継ぐ新組織構成が発表された。この AT&T テクノロジーズの下に、先の AT&T インフォメーション・システムズのほか、AT&T ネットワーク・システムズ、AT&T テクノロジーズ・システムズ、AT&T コンシューマ・プロダクツ、そして AT&T ベル研究所と AT&T インターナショナルの以上 6 つの事業ライン別組織が設立された。また市外通信事業は AT&T コミュニケーションズを通じて運営されることになり、以上のプロセスを経てベル・システムの解体は実行された（図表12を参照）⁶³⁾。

5. 結 語

これまで、ベル・システムの解体要因および解体過程を中心に検討してきたが、以上を要約すると次のように整理できるであろう⁶⁴⁾。

(1)このたびのベル・システムの解体は、アメリカ建国の精神に基づいた立法（連邦議会）、行政（FCC）、司法（裁判所）の三権分立のチェック・アンド・バランスのメカニズムの中で、米国電気通信産業を事実上支配し調整してきた AT&T に対し、立法が1934年通信法によって定められた電気通信産業の基本的枠組みにおいて、行政が日常的な規制を行ってきたことに、連邦地裁が独占禁止法の見地から構造的是正措置を決定するという形で行われた。これら立法、行政、司法は相互に独立して機能するために、一度変化が開始されて競争が導入されると、それぞれの機関はそれに拍車をかける役割を果たした。

(2)1960年代以来、FCC が次々に行ってきた「なし崩しの競争導入」とそれに基づいて生じた AT&T の独占権の乱用問題（FX 相互接続サービス）、市内への内部相互補助のため長距離通信がコストより割高となり技術革新とあいまって参入が促進されたこと（エグゼキュネット問題）、エンド・ツー・エンドによるユニバーサル・サービスの供給責任の見地から AT&T が競争導入に強硬に抵抗した対応のまずさなども、解体をもたらした重要な

要因であった。また、競争の拡大をおそれて AT&T が議会に提出した消費者通信改革法案は、その後 6 年間にわたる通信法の抜本的改正の動きをもたらし、それはかえって AT&T を窮地に追込む結果となった。

(3)ベル・システムの解体は、既に外堀（FCC の規制緩和政策の進展）と内堀（議会での通信法改正論議の敗北）を埋められていた AT&T が、いわば本丸ともいうべき反トラスト訴訟上の決着として行われたものであり、解体前の AT&T の巨大さ、独占的分野（ローカル通信）と競争的分野（長距離通信、機器製造）の間の内部相互補助問題、ローカル通信の競争的分野における独占の乱用、市場シェアなどの見地から審理され、訴訟当事者（原告：司法省、被告：AT&T）の間で合意したものを、ワシントン連邦地裁（グリーン判事）が利害関係者の意見を考慮して一部修正の上確定したものである。

(4)反トラスト訴訟を水平的分割のみで解決できたのは、バクスター（司法省反トラスト局長）、ブラウントとリーネンス；（AT&T 会長と同社首席弁護士）、グリーン（ワシントン連邦地裁判事）という以上三者の人的組合せによるユニークな決着であり、これが別の組合せであれば別の形の決着となったであろうともいわれている⁶⁵⁾。

(5)アメリカでは一般に市場競争原理で決定され、結果のいかんより、民主主義的プロセスが重視される。すなわち、ベル・システムの解体がいかなる結果をもたらすかということではなく、解体の決定にあたって、当事者や利害関係者が自由に意見を述べ、それらが十分に考慮されたか否かという「適正な法手続き」に則って行われたかが重要である。したがって解体は、適正な法手続きを満たしていればその結果生じたことに責任は問われず、アメリカ電気通信政策上の最大の決定の 1 つでありながら、アメリカ経済や電気通信産業に及ぼす影響、ユーザーに与えるインパクトについては殆ど考慮されていないといってよい。

(6)AT&T はかなりの犠牲を払ったが、垂直統合を維持した。それゆえ我々は、他のいかなる産業よりも電気通信事業において、垂直統合が水平

統合より効率的で進歩をもたらすか否かの実験をしているのである。また長期的に見た場合、解体は大きな賭けであり、従来規制されてきた産業に競争を導入する実験の一部でもある。統合されたベル・システムと同様に、競争的な市場が革新的であるかどうかが問われているのである⁶⁾。

注

- 1) ベル・システムの解体について多数の文献・資料があるが、ここでは代表的なものをいくつか挙げておこう。①. Paul Kesaris edit., *United States V. AT&T: Court Documents, 1974-1984*. A Micro film Project of University Publications of America, Inc., 1984, Reel 1-30. ②. Peter Temin, *The Fall of the Bell System, A Study in Prices and Politics*. Cambridge University Press, 1987. 高橋洋文・山ロー一臣 監訳『ベル・システムの崩壊——20世紀最大の企業分割』文真堂, 1989年。③. W. Brooke Tunstall, *Disconnecting Parties, Managing the Bell System Break-Up: An Inside View*. McGraw-Hill, 1985. 野中郁次郎 監修『ATT 分割——企業変革の教訓』プレジデント社, 1986年。④. Steve Coll, *The Deal of the Century: The Breakup of AT&T*. 奥村皓一監訳『地上最大の企業 AT&T 解体の内幕』株式会社企画センター, 1989年。⑤. Peter W. Huber, *The Geodesic Network: 1987 Report on Competition in the Telephone Industry*. U.S. Government Printing Office, 1987. ⑥. Jeremy Tunstall, *Communications Deregulation: The Unleashing of Americas Communications Industry*. Basil Blackwell, 1986.
- 2) 『米国の電気通信の動向』情報通信総合研究所, 平成元年1月, pp. 1-33.
- 3) 奥村皓一監訳, 前掲書, pp. 6-7. 高橋洋文, 山ロー一臣監訳, 前掲書, pp. 74-75.
- 4) 1978年度 AT&T 年次報告書。
- 5) Alvin Von Auw, *Heritage & Destiny, Reflections on the Bell System in Transition*. Praeger Publishers, 1983. pp. 422-432 (Appendix B).
- 6) Stephen Breyer, *Regulation and its Reform*. Harvard Univ. Press. 1982. pp. 308-311.
- 7) David S. Evans edited, *Breaking Up Bell, Essays on Industrial Organization and Regulation*. Elsevier Science Publishing Co., Inc. 1983. pp. 76-80.

- 8) 前掲書, 『米国の電気通信の動向』 pp. 4-8.
- 9) 奥村皓一監訳, 前掲書, pp. 108-109.
- 10) Charels, L. Brown, “A New Realism” Address to the National Telephone Cooperative Association, February 23, 1979. 高橋洋文・山口一臣監訳, 前掲書, pp. 197-198.
- 11) 1979年度 AT&T 年次報告書。
- 12) 関 秀夫著『巨人 AT&T の全貌と戦略』官業労働研究所, 1983年, pp. 44-49.
- 13) Paul R. Lawrence & Davis Dyer, *Renewing American Industry*. A Division of Macmillan, Inc., 1983. pp. 197-237.
- 14) 1973年および1978年の AT&T 組織再編については, 高橋洋文, 山口一臣監訳, 前掲書, pp. 91-108. 179-197. を参照のこと。
- 15) 1983年度 AT&T 年次報告書。
- 16) Gerald W. Brock, *The Telecommunications Industry, The Dynamics of Market Structure*, Harvard Univ. Press., 1981. pp. 287-291.
- 17) 『欧米諸国における電信電話の動向』電気通信総合研究所, 昭和58年 3月, pp. 33-37. 高橋洋文・山口一臣監訳, 前掲書, pp. 123-132.
- 18) G. W. Brock, *op. cit.*, pp. 291-292.
- 19) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和58年 3月, pp. 37-39.
- 20) 高橋洋文・山口一臣監訳, 前掲書, pp. 133-144. 213.
- 21) 奥村皓一監訳, 前掲書, pp. 107-117.
- 22) G. W. Brock, *op. cit.*, pp. 294-300.
- 23) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和55年 3月, pp. 42-80.
- 24) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和57年 3月, pp. 13-14.
- 25) パックウッド法案は, 第二次ヴァン・ディアリン法案を更に修正した修正ヴァン・ディアリン法案(法案番号:H. R.-6121)を受継いだものであった。Telecommunications Act of 1980, Hearings before the Subcommittee on Monopolies in the Judiciary House of Representatives, Ninety-Sixth Congress, Second Session on H. R. 6121. U. S. Government Printing Office, 1981.
- 26) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和57年 3月, pp. 14-29. 高橋洋文・山口一臣監訳, 前掲書, pp. 264-284.
- 27) Jeremy Tunstall, *Communications Deregulation, The Unleashing of America's Communications Industry*. Basil Blackwell, 1986. pp. 106-108. 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和57年 3月, pp. 29-40.

- 28) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和58年3月, pp. 48-67.
- 29) 司法省対 AT&T 反トラスト訴訟の1974—1984年の詳細な経緯については、以下の膨大な第一次資料のマイクロフィルムがある。Paul Kesaris edit., *United States V. AT&T: Court Documents, 1974-1984. A Microfilm Project of University Publications of America, Inc.*, 1984. Reel 1-30. (本論文でこの資料を使用する場合は、資料末尾にリール番号を付した。) Complaint. November 20, 1974. 15pp. (Reel 1-0001). 高橋洋文・山口一臣監訳, 前掲書, pp. 108-122.
- 30) 1974年度 AT&T 年次報告書。
- 31) Answer. February 4. 1975. 92pp. (Reel 1-0016).
- 32) Pretrial Order 2 of Judge J.C. Waddy Ordering Parties to Brief Jurisdictional Issue. February 27. 1975. 2pp. (Reel 1-0108). John Brooks, *Telephone: The First Hundred Years*. Harper & Row, Publishers, 1975. 北原安定監訳『テレフォン——アメリカ電信電話会社その100年』株式会社企画センター, 昭和52年。pp. 438-459.
- 33) Memorandum Opinion and Order of Judge Waddy Ruling That the Court has Jurisdiction of at Least Some Aspects of the Case. November 24, 1976. 13pp. (Reel 1-0111).
- 34) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和54年3月, pp. 69-81.
- 35) Opinion of Judge Greene Concluding That the Court has Jurisdiction. Setting Up a Procedure for Discovery Using Statements of Contention and Proof as a Vehicle to Narrow and Specify the issue in Dispute, and Resolving Certain Discovery Disputes. September 11, 1978. 58pp. (Reel 1-0126). Pretrial Order 12 Ordering a Schedule and Procedure for Discovery and Other Pretrial Proceedings. September 11, 1978. 3pp. (Reel 1-0184).
- 36) Plaintiff's First Statement of Contentions and Proof. November 1, 1978. 284pp. (Reel 1-0187). Defendant's First Statement of Contentions and Proof. January 8. 1979. 272pp. (Reel 1-0471).
- 37) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和55年3月, pp. 85-91.
- 38) 高橋洋文・山口一臣監訳, 前掲書, pp. 234-242.
- 39) Plaintiff's Second Statement of Contentions and Proof. April 20, 1979. 23pp. (Reel 1-0743). Defendant's Statement in Lieu of a Second Statement of Contentions and Proof, May 21, 1979. 36pp. (Reel 1-0766).

- 40) Plaintiff's Third Statement of Contentions and Proof. January 10, 1980. 2,011pp. (Reel 1-0802, Reel 2-0001, Reel 3-0001.)
- 41) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和56年3月, pp. 128-134.
- 42) 高橋洋文・山口一臣監訳, 前掲書, pp. 239-242.
- 43) January 8, 1981. 43pp. (Reel 6-0060). January 15, 1981. 171pp. (Reel 6-0116). January 16, 1981. 80pp. (Reel 6-0287).
- 44) 例えばカスパー・ワインバーガー国防長官は, 1981年3月23日の非公開上院公聴会で「AT&Tは, わが国の戦略体制を確立する上で最も重要な通信網であり, 私にとっては今ある統括された通信網を分割せず, それに頼ることが大切だ」と述べていたし, また同年8月13日の公判でも多数の国防省関係者が AT&T に有利な証言をしていた。
August 13, 1981 A. M. Session, Witness: John T. Whealen, General Counsel, Defense Communications Agency. William H. Taft IV. General Counsel, Department of Defense. J. Randolph Macpherson, Attorney, General Counsel's Office, Defense Communications Agency, 102pp. (Reel 17-0789).
- 45) AT&T 側証人のトップバッターとして登場したベル研究所のイアン・M. ロス所長は, 純粋に技術的立場から司法省側の証言に反論した。
August 3, 1981. A. M. Session. Witness: Ian M. Ross, President, Bell Telephone Laboratories, 85pp. (Reel 16-0823).
- 46) Memorandum in Support of Defendant's Motion for Involuntary Dismissal Under Rule 41(b). July 10, 1981. 139pp. (Reel 3-1071, Reel 4-0001).
- 47) Opinion Denying Defendant's Motion to Dismiss the Complaint at Close of the Government's Case in Chief but Striking Certain Pricing and Market Contentions. September 11. 1981. 78pp. (Reel 4-0240).
- 48) ヤンキー・グループ, 黒崎健次郎訳「1982年同意審決実施後の AT&T」『海外電気通信』1982年7月号, pp. 25-49.
- 49) 奥村皓一監訳, 前掲書, pp. 189-198.
- 50) 高橋洋文・山口一臣監訳, 前掲書, pp. 243-249.
- 51) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和57年3月, pp. 21-24.
- 52) 野中郁次郎監修, 前掲書, pp. 27-30.
- 53) Alvin von Auw, *op. cit.*, p. 419.
- 54) 高橋洋文・山口一臣監訳, 前掲書, pp. 290-298.
- 55) Stipulation of Parties Proposed Modification of 1956 Final Judgement.

- January 8, 1982. 2pp. (Reel 4-0318). Modification of 1956 Final Judgement as Proposed by the Parties. January 8, 1982. 19pp. (Reel 4-0320). Plaintiff's Motion to Transfer the 1949 New Jersey to the District of Columbia, January 8, 1982. 2pp. (Reel 4-0339).
- 56) Order of Judge Greene That Stipulation of Dismissal Previously Lodged with Clerk Be Filed, and Dismissing the 1974 Case. August 24, 1982. 8pp. (Reel 5-0030).
- 57) Plan of Reorganization, 256pp. (Reel 5-0083).
- 58) 野中郁次郎監修, 前掲書, pp. 92-94.
- 59) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和59年3月, pp. 29-37.
- 60) 高橋洋文・山口一臣, 監訳, 前掲書, pp. 332-347.
- 61) 野中郁次郎監修, 前掲書, pp. 77-99.
- 62) Opinion of Judge Green, Approving the Plan of Reorganization, Providing Corrections Are Made, July 8, 1983. 164pp. (Reel 5-0502).
- 63) 『欧米諸国における電信電話の動向』昭和60年3月, pp.35-69. 高橋洋文・山口一臣監訳, 前掲書, pp. 362-383。
- 64) 前掲書, 『米国の電気通信の動向』pp. 51-52, 72-74.
- 65) Jeremy Tunstall, *op. cit.*, pp. 101-106.
- 66) Daniel M.G. Raff & Peter Temin, *Business History and Recent Economic Theory*. pp. 25-33.